

江 南 市

耐 震 改 修
促 進 計 画

(改訂版)

令和 4 年 3 月

江 南 市

目 次

| | | |
|---------|----------------------------|----|
| 第1章 | はじめに | |
| 1-1 | 計画策定の背景 | 1 |
| 1-2 | 計画の位置づけ | 2 |
| 1-3 | 江南市の状況 | 4 |
| 1-4 | 愛知県による江南市の地震被害想定 | 6 |
| 第2章 | 計画の基本的事項 | |
| 2-1 | 対象となる区域、計画期間、対象とする建築物 | 9 |
| 2-2 | 特定既存耐震不適格建築物及び住宅の耐震化の現状と目標 | 15 |
| 第3章 | 耐震化及び減災化促進の基本的な方策 | |
| 3-1 | 耐震化及び減災化に向けた役割分担 | 22 |
| 3-2 | 促進体制 | 23 |
| 3-3 | 重点的に耐震化及び減災化を進める区域の設定 | 25 |
| 3-4 | 住宅の減災化促進のための対策 | 25 |
| 第4章 | 建築物の耐震化促進 | |
| 4-1 | 建築物の耐震化促進 | 29 |
| 4-2 | 耐震化促進のための支援制度 | 31 |
| 4-3 | 特定既存耐震不適格建築物等（民間）の指導等 | 32 |
| 第5章 | 住宅の耐震化及び減災化促進 | |
| 5-1 | 普及・啓発 | 35 |
| 5-2 | 耐震化及び減災化促進のための支援制度 | 36 |
| 5-3 | 低コスト耐震化工法の普及 | 36 |
| 5-4 | 地域における耐震化の取り組みの促進 | 37 |
| 5-5 | 狭い道路に接する建築物の耐震化促進 | 37 |
| 5-6 | 住宅供給公社等による耐震改修促進支援 | 37 |
| 5-7 | 江南市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムの策定 | 37 |
| 第6章 | 計画達成に向けて | 38 |
| 参 考 資 料 | | |
| 参-1 | 市有建築物 | 39 |
| 参-2 | 主な補助事業等 | 42 |

第1章 はじめに

1-1 計画策定の背景

平成7年1月の阪神・淡路大震災を教訓として、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐震改修促進法」という。）」が平成7年12月に施行されました。その後、国が定めた「建築物の耐震診断及び耐震改修を図るための基本的な方針」（平成18年1月25日国土交通省告示）は「平成27年までに住宅の耐震化率、及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を90%にする」ことを目標としました。また、同月に「耐震改修促進法」が改正され、計画的な耐震化を進めるための「耐震改修促進計画」を地方公共団体が策定することとなりました。

これを受けて、愛知県は平成19年3月に「愛知県建築物耐震改修促進計画」、江南市では平成20年3月に「江南市耐震改修促進計画」を策定し、平成27年度までに耐震化率90%を目標に建築物の耐震化の促進に取り組んできました。

その後、国において「新成長戦略」（平成22年6月閣議決定）により、平成32年度までに建築物の耐震化率を95%にすることを決定し、愛知県においても「愛知県住生活基本計画」（平成23年度）により、国と同様に耐震化率の目標を95%とし、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による東日本大震災を教訓として、耐震化されていない住宅の減災化を目標に加えて、平成24年3月に「愛知県建築物耐震改修促進計画－あいち建築減災プラン2020－」を策定しました。また、建築物の地震に対する安全性の向上を一層促進するため、平成25年11月に「耐震改修促進法」及び「建築物の耐震診断及び耐震改修を図るための基本的な方針」が改正されました。

江南市においても、平成27年3月に「江南市耐震改修促進計画（改訂版）」を策定し、一部改訂を経て、令和3年度までに耐震化率95%を目標値と決めました。

近年においては、平成28年4月の熊本地震、平成30年9月の北海道胆振東部地震などの大地震で甚大な被害がもたらされており、平成30年6月の大阪府北部を震源とする地震では、ブロック塀の倒壊により尊い命が犠牲になりました。また、東海・東南海・南海の3連動地震、さらには南海トラフ沿いの海溝軸を震源域に加えた巨大地震の^{ひっばくせい}逼迫性が指摘されており、江南市は全国的にも特に大きな地震被害を受ける可能性が高い地域に属しています。そのため、住宅を始めとする建築物の耐震化及び減災化を一層促進することが、重要な課題となっています。

このような状況の中、平成31年1月に「改正耐震改修促進法」が施行され、愛知県においても、令和3年3月に令和12年度を次の目標年次とした「愛知県建築物耐震改修促進計画－あいち建築減災プラン2030－（以下「県計画」という。）」が策定されたところです。

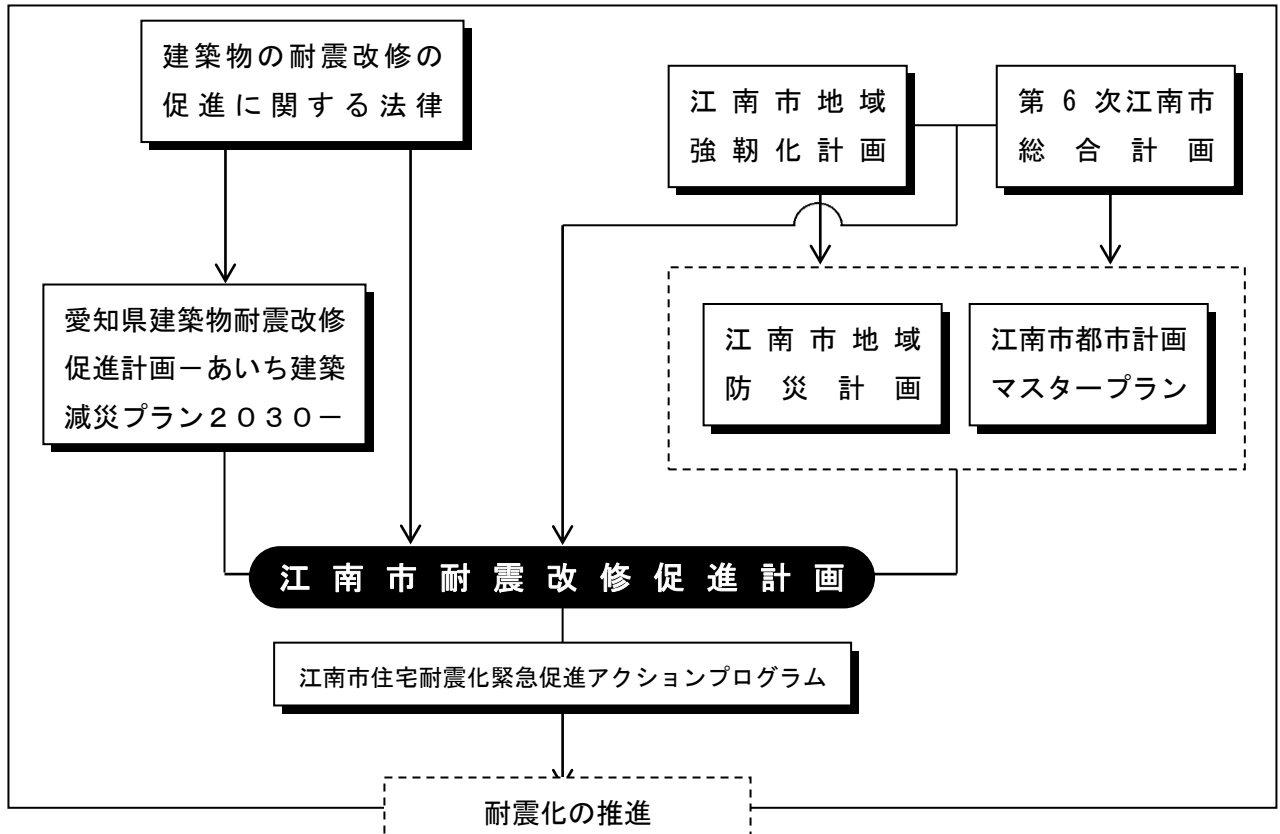
江南市といたしましても、耐震化の進捗状況を確認するとともに、従来の「江南市耐震改修促進計画」を検証し、県計画に基づき必要な見直しを行い、本計画を改訂します。

1-2 計画の位置づけ

1. 位置づけ

本計画は、県計画、「第6次江南市総合計画」を上位計画、「江南市地域防災計画」、「江南市都市計画マスタープラン」「江南市地域強靱化計画」等を関連計画とし、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、本市における住宅及び建築物の耐震診断、耐震改修を促進するための計画として策定するものです。

図一耐震改修促進計画の位置づけ



2. 第6次江南市総合計画の概要

本市では、すべての人がゆとりと生きがいをもって暮らせる、生活の場としての魅力あるまちづくりを実現するため、平成30年度から令和9年度までの10年間の市民と行政の総合的かつ計画的なまちづくりの指針を示した『第6次江南市総合計画』を策定しています。

◆めざす都市の将来像

地域とつくる多様な暮らしを選べる生活都市

～生活・産業・文化の魅力があふれ、選ばれ続けるまち～

基本目標

- 地域の魅力を活かした機能的なまちづくり
- 子どもが生き生き育つ環境づくり
- 生活を支える雇用・就労環境づくり
- 安心・安全の地域づくり
- 常に改革を進める行政



3. SDGs（持続可能な開発目標）との関係性

2015（平成27）年の国連サミットにおいて、持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標として、「SDGs（Sustainable Development Goals）」が採択されました。

江南市においては全庁的に SDGs の達成に向けた取り組みを推進しており、SDGs の17のゴールのうち、「ゴール1. 貧困をなくそう」、「ゴール11. 住み続けられるまちづくり」を江南市耐震改修促進計画に関連する主な目標と位置づけ、これらの基本目標に向けて、耐震化・減災化を推進していきます。



『江南市耐震改修促進計画に関連する主な目標』



1-3 江南市の状況

1. 江南市の概要

本市は、濃尾平野の北部、清流木曾川の左岸に位置し、東西 6.1km、南北 8.8km、面積 30.20km²の都市です。名古屋市から 20km 圏内に位置し、名鉄犬山線により約 20 分で結ばれるなど利便性が高く、ベッドタウンとして都市化が進み、尾張北部の主要都市となっています。

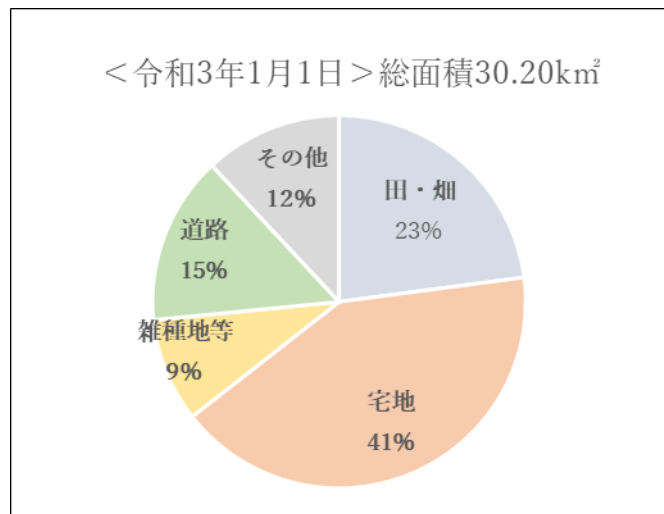
温暖な気候、風土、木曾川沿いの豊かな自然、強固な地盤、肥沃な土地や豊富な地下水など、恵まれた生活環境が整っています。また、土地が平坦でまとまった市域であるため、市内の主要な公共施設への移動が容易となっています。さらに、市内には曼陀羅寺や音楽寺、円空仏などの文化資源が存在し、戦国武将ゆかりの観光ポイントも多くある歴史と文化が豊かな都市でもあります。また、東名・名神高速道路、中央自動車道、東海北陸自動車道へのアクセスや県営名古屋空港の利用にも便利な位置にあり、岐阜県と隣接する交通結節点ともなっているため、産業集積や住宅開発には有利な立地条件となっています。

本市の土地利用は、30.20 km²のうち 23%が農地で宅地が 41%となっています。農地と雑種地と合わせた自然的土地利用の 32%に対して宅地と道路を合わせた都市的土地利用が 56%となっており、都市化が進んでいます。人口は平成 19 年 1 月 1 日現在では 10 万人を超えましたが、平成 22 年度以降は微減が続いています。

図一 江南市の位置

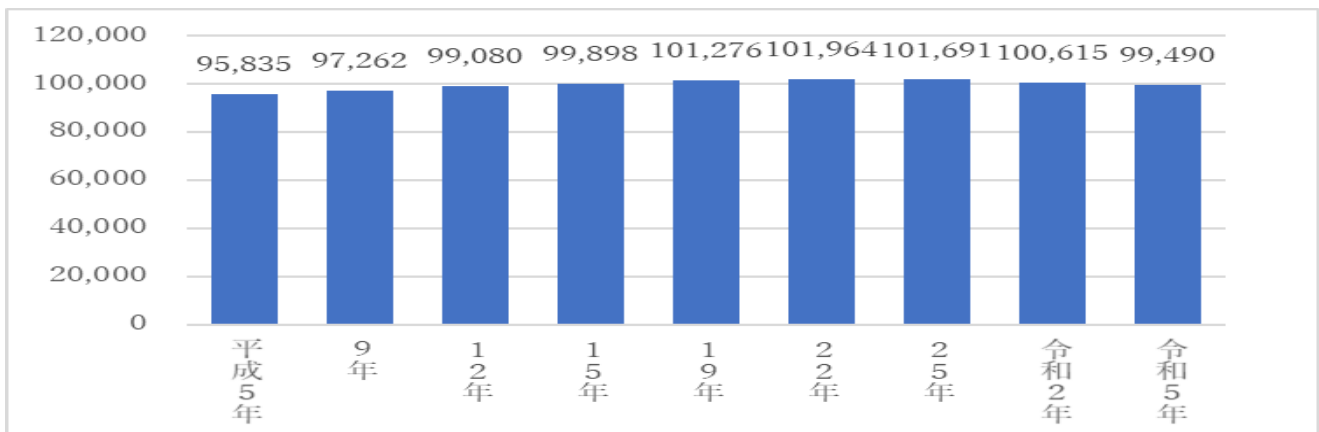


図一 土地利用面積 30.20 km² (令和 3 年)



図一 人口の推移と予測

資料：江南市統計書



資料 実績値：住民基本台帳（各年 1 年 1 日 ※R2 年は 12 月末時点）

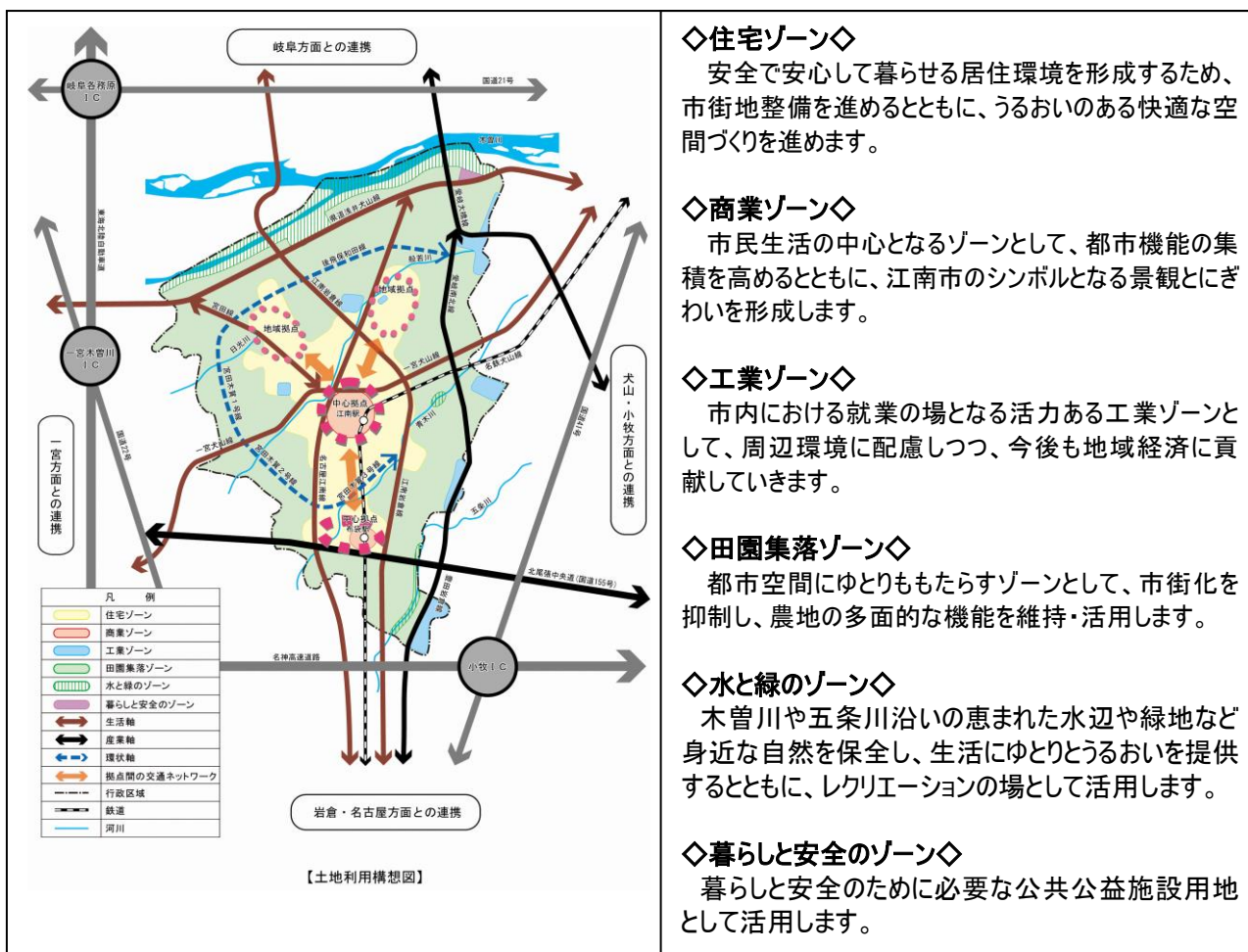
予測値：江南市介護保険事業計画及び高齢者福祉計画

2. 市街化状況

本市は木曾川左岸のほぼ平坦な平野部にあり、名鉄犬山線の江南駅・布袋駅を中心として市街地が形成されてきました。しかしながら、大都市である名古屋市に近接していることからベッドタウンとして急速に宅地化が進んだため、道路などの都市基盤の整備が遅れるとともに、都市としてのまとまりが乏しく、農地と宅地の混在などが生じています。

こうした状況を踏まえ、『第6次江南市総合計画』の中で、「地域とつくる多様な暮らしを選べる生活都市」にふさわしい、健全な都市環境の形成と都市機能の集約を実現するため、市域を6つの土地利用ゾーンに区分するとともに、江南市の骨格となり将来発展の核となる拠点と都市軸を設定し、各ゾーンの調和がとれた計画的な土地利用を進めることとされています。

図-土地利用構想(第6次江南市総合計画)



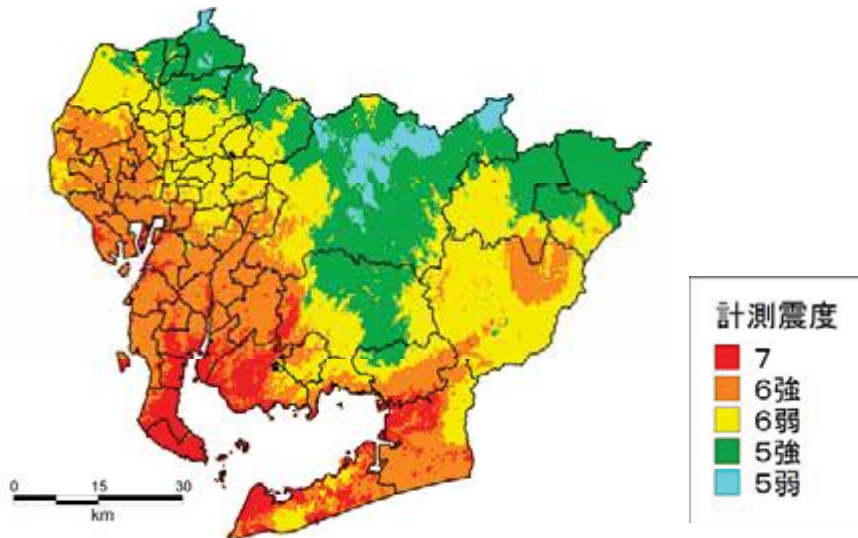
1-4 愛知県による江南市の地震被害想定

1. 想定される地震の規模及び被害の状況

東海地震・東南海地震・南海地震等の発生により生じる地震の規模及び被害の状況については、平成26年3月に愛知県により、「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査報告書」に被害想定がまとめられています。

この被害想定は、特に「命を守る」という観点で想定外をなくすことを念頭に地震対策を講じることが不可欠であることから、あらゆる可能性を考慮した「最大想定モデル」※を用いています。本計画においての被害想定は、本市において被害が最大と想定される「最大想定モデルの地震（陸側ケース）」を用いています。

本市においては、市域の大部分で震度5強の揺れになることが想定されており、一部では震度6弱の揺れになると想定されています。



最大想定モデルの地震（陸側ケース）による地表震度分布
（統計的グリーン関数法、線形応答計算による）

震度別面積（km²：最大想定モデルの地震（陸側ケース））

| 震度階 | | | | | | | 最小震度 | 最小震度 (震度階) | 最大震度 | 最大震度 (震度階) |
|-----|---|----|----|----|----|---|------|---------------|------|---------------|
| 3以下 | 4 | 5弱 | 5強 | 6弱 | 6強 | 7 | | | | |
| 0 | 0 | 0 | 22 | 8 | 0 | 0 | 5.0 | 5弱 | 5.7 | 6弱 |

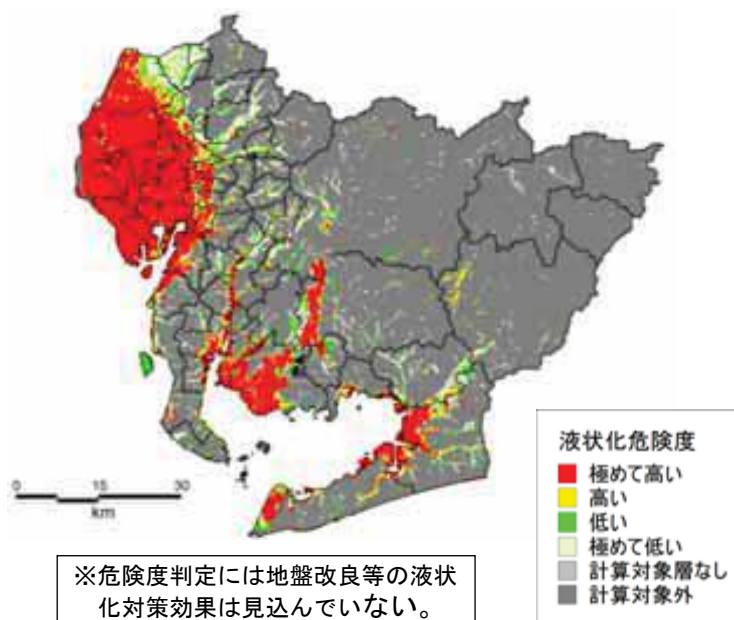
出典：平成23年度～25年度 愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査報告書

※震源及び波源モデルは、平成24年8月29日に内閣府から公表された最大クラスの地震・津波モデルと同じものである。強震断層モデルは、内閣府が「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において設定されたケースのうち、愛知県に影響の大きい陸側ケースと東側ケースを用いています。

2. 想定される液状化の状況

平成 26 年 3 月の愛知県の想定によると、濃尾平野ならびに岡崎平野や豊橋平野を中心に、平野部並びに河川沿いに液状化危険度が極めて高いものと想定されています。

江南市においては、市域の大部分の地域は「液状化の可能性なし」と想定されていますが、一部の地域では液状化の可能性「中」とされている地域もあります。



最大想定モデルの地震（陸側ケース）の液状化危険度

出典：平成 23 年度～25 年度 愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査報告書

液状化危険度面積（km²：最大想定モデルの地震（陸側ケース））

| 計算対象外 | 対象層なし | 液状化可能性 | | | | PL最大値 | 液状化危険度 |
|-------|-------|--------|---|---|---|-------|--------|
| | | なし | 小 | 中 | 大 | | |
| 1 | 0 | 23 | 4 | 1 | 0 | 12.2 | 中 |

出典：平成 23 年度～25 年度 愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査報告書

3. 想定される被害の状況

平成 26 年 3 月に愛知県が南海トラフの巨大地震が発生した場合の被害想定をしています。

江南市での人的被害や建物の被害については、死亡者数は「被害わずか」、全壊・焼失棟数は「約 40 棟」と想定されております。

建物・人的被害等について被害が最大となるケース

(最大想定モデル・陸側ケース)

| | 全壊・焼失棟数 (冬・夕 18 時発災時) | | | | | |
|------|-----------------------|----------|----------|---------|-----------|-----------|
| | 揺れ | 液状化 | 浸水・津波 | 急傾斜地崩壊等 | 火災 | 合計 |
| 江南市 | 約 20 | 約 10 | * | * | 約 10 | 約 40 |
| 愛知県計 | 約 242,000 | 約 16,000 | 約 22,000 | 約 700 | 約 101,000 | 約 382,000 |

| | 死者数 (早期避難率低の場合) | | | | | | | | |
|------|----------------------|------------|----------|---------|---------|---------|---------|----------------------|----------|
| | 建物倒壊等 | | 浸水・津波 | | | 急傾斜地崩壊等 | 火災 | ブロック塀・自動販売機の転倒、屋外落下物 | 合計 |
| | (うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物) | (うち自力脱出困難) | (うち逃げ遅れ) | | | | | | |
| 江南市 | * | * | * | * | * | * | * | * | * |
| 愛知県計 | 約 14,000 | 約 1,000 | 約 13,000 | 約 5,500 | 約 7,100 | 約 70 | 約 2,400 | * | 約 29,000 |

* : 被害わずか 想定条件 : 風速 5m/s

※ それぞれ地震動 2 ケース、津波 5 ケース、時間帯 3 ケースのうちの最大値を抽出した数値を記載している。

ライフライン被害等について被害が最大となるケース

(5 地震参考モデル)

| | ライフライン機能支障 (発災 1 日後 ; 冬夕 18 時発災) | | | | | | |
|------|----------------------------------|-------------|-------------|-------------|------------|------------|--------------|
| | 上水道 | 下水道 | 電力 | 固定電話 | 携帯電話 | 都市ガス | LP ガス |
| | 断水人口 (人) | 機能支障人口 (人) | 停電軒数 (軒) | 不通回線数 (回線) | 停波基地局率 (%) | 復旧対象戸数 (戸) | 機能支障世帯数 (世帯) |
| 江南市 | 約 83,000 | 約 400 | 約 43,000 | 約 14,000 | 80% | * | 約 200 |
| 愛知県計 | 約 6,306,000 | 約 3,207,000 | 約 3,406,000 | 約 1,094,000 | 81% | 約 169,000 | 約 162,000 |

| | 避難者数 (人) (冬夕 18 時発災) | | | 帰宅困難者数 (人) (昼 12 時発災) | 災害廃棄物等 (千トン) (冬夕 18 時発災) |
|------|----------------------|-------------|-------------|-----------------------|--------------------------|
| | 1 日後 | 1 週間後 | 1 ヶ月後 | | |
| 江南市 | 約 100 | 約 8,700 | 約 100 | 約 5,000~約 5,200 | 約 2 |
| 愛知県計 | 約 718,000 | 約 1,547,000 | 約 1,130,000 | 約 858,000~約 930,000 | 約 20,238 |

* : 被害わずか 想定条件 : 風速 5m/s

※ 下の①~④にしたがって端数処理を行ったため、合計が各項目の和に一致しない場合がある。

- ① 5 未満 → 「*」、② 5 以上 100 未満 → 「一の位を四捨五入」、③ 100 以上 1 万未満 → 「十の位を四捨五入」、④ 1 万以上 → 「百の位を四捨五入」

出典 : 平成 23 年度~25 年度 愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査報告書

第2章 計画の基本的事項

本計画は、建築物の耐震化及び減災化の実施に関する目標を定め、耐震化及び減災化に取り組むことにより、本市における、地震による建築物の被害及びこれに起因する人命や財産の損失を未然に防止するために策定します。

そのため、本計画では、江南市における建築物の耐震化の現状を整理した上で、建築物の耐震化と減災化の目標を定めます。

さらに、この目標の実現に向けて計画的な耐震化を促進するため、国や県が示す減災目標の実現に向けて計画的な耐震化を促進するため、「耐震改修促進法」に基づき、国の基本方針や、関連計画における目標、及び本市において想定される地震の規模や被害状況等、市内の耐震化の現状及び関連計画における減災目標を勘案し、具体的な目標と耐震化を促進するために取り組むべき方策を定めます。

また、地震に対する建築物の安全性向上に関する普及・啓発に関する事項、国・県等との連携に関する事項を定めます。

以上を本計画で定めることにより、本市における建築物の耐震化及び減災化に取り組めます。

2-1 対象となる区域、計画期間、対象とする建築物

1. 対象区域

本計画の対象区域は、江南市全域とします。

2. 計画期間

本計画の計画期間は、令和12年度までとします。

3. 対象とする建築物

本計画が対象とする建築物は、すべての建築物とします。特に、特定既存耐震不適格建築物及び住宅を対象に耐震化を図っていきます。

また、本計画期間中に耐震化をすることが困難な住宅に対しては減災化を促進していきます。

表一 対象建築物

| | | |
|-----|------------------|---|
| 建築物 | 特定既存耐震 不適格建築物 | 耐震改修促進法第14条(ただし、法第7条除く)に示される建築物で(1)～(3)に示す建築物のうち、政令で定める規模以上で、建築基準法の耐震関係規定に適合せず、建築基準法第3条第2項(既存不適格)の適用を受けている建築物 |
| | (1)法第14条第1号 | 多数の者が利用する建築物 |
| | (2)法第14条第2号 | 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物 |
| | (3)法第14条第3号 | 地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物(以下「地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物」という。 |
| | 住宅 | 戸建て住宅、長屋、共同住宅(賃貸・分譲)を含む全ての住宅 (昭和56年5月31日以前に着工されたもの) |

<法の関連条文>

(市町村耐震改修促進計画)

第 6 条 市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画(以下「市町村耐震改修促進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村耐震改修促進計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

一 (略)

二 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

三～五 (略)

3 市町村は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。

一 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路(建築物集合地域通過道路等に限る。)の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物(耐震不明建築物であるものに限る。)に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路(建築物集合地域通過道路等を除く。)の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項

4～5 (略)

(要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震診断の義務)

第 7 条 次に掲げる建築物(以下「要安全確認計画記載建築物」という。)の所有者は、当該要安全確認計画記載建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期限までに所管行政庁に報告しなければならない。

一 第五条第三項第一号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された建築物 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限

二 その敷地が第五条第三項第二号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物(耐震不明建築物であるものに限る。) 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限

三 その敷地が前条第三項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物(耐震不明建築物であるものに限り、前号に掲げる建築物であるものを除く。) 同項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された期限

(要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震改修の努力)

第 11 条 要安全確認計画記載建築物の所有者は、耐震診断の結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該要安全確認計画記載建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

(特定既存耐震不適格建築物の所有者の努力)

第 14 条 次に掲げる建築物であって既存耐震不適格建築物であるもの(要安全確認計画記載建築物であるものを除く。以下「特定既存耐震不適格建築物」という。)の所有者は、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、その結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

一 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの

二 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

三 その敷地が第五条第三項第二号若しくは第三号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路又は第六条第三項の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物

(一定の既存耐震不適格建築物の所有者の努力等)

第 16 条 要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物以外の既存耐震不適格建築物の所有者は、当該既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

2 (略)

(1) 多数の者が利用する建築物

多数の者が利用する建築物の用途及び規模は、耐震改修促進法に基づき、以下の用途及び規模とします。

表一 多数の者が利用する建築物の要件

| 法 ^{※1} | 政令 第6条第2項 | 用 途 | 規 模 | |
|-----------------|---|--------------------------------------|--------------------------------------|----------------------------------|
| 第14条第1号 | 第1号 | 幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所 | 階数2以上かつ500㎡以上 | |
| | 第2号 | 小学校等 | 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校 | 階数2以上かつ1,000㎡以上 (屋内運動場の面積を含む) |
| | | 老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの | | 階数2以上かつ1,000㎡以上 |
| | 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類する施設 | | | |
| | 第3号 | 学校 | 第2号以外の学校 | 階数3以上かつ1,000㎡以上 |
| | | ポーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設 | | |
| | | 病院、診療所 | | |
| | | 劇場、観覧場、映画館、演芸場 | | |
| | | 集会場、公会堂 | | |
| | | 展示場 | | |
| | | 卸売市場 | | |
| | | 百貨店、マーケットその他の物品販売を営む店舗 | | |
| | | ホテル、旅館 | | |
| | | 賃貸住宅 ^{※2} (共同住宅に限る。)、寄宿舍、下宿 | | |
| | | 事務所 | | |
| | | 博物館、美術館、図書館 | | |
| | | 遊技場 | | |
| 公衆浴場 | | | | |
| 第4号 | 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの | | | |
| | 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗 | | | |
| | 工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く) | | | |
| | 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの | | | |
| 第4号 | 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設 | | | |
| | 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物 | | | |
| 第4号 | 体育館(一般公共の用に供されるもの) | | 階数1以上かつ1,000㎡以上 | |

※1 耐震改修促進法 ※2 賃貸住宅は「住宅」としても対象建築物に位置づける。

(2) 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の危険物の種類及び数量は、耐震改修促進法に基づき、以下のとおりとします。

表一 危険物の貯蔵場等の用途に供する建築物の要件

| 法 ^{※1} | 政令 第7条 第2項 | 危険物の種類 | 数 量 | |
|-----------------|--------------------------------------|---------------------------|---|---|
| 第14条第2号 | 第1号 | 火薬類 | 火薬 | 10トン |
| | | | 爆薬 | 5トン |
| | | | 工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管 | 50万個 |
| | | | 銃用雷管 | 500万個 |
| | | | 実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線 | 5万個 |
| | | | 導爆線又は導火線 | 500キロメートル |
| | | | 信号炎管若しくは信号火箭又は煙火 | 2トン |
| | | | その他火薬又は爆薬を使用した火工品 | 当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれ火薬・爆薬に定める数量 |
| | 第2号 | 石油類 | 危険物の規制に関する政令別表第3の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量 | |
| | | 消防法第2条第7項に規定する危険物(石油類を除く) | | |
| 第3号 | 危険物の規則に関する政令別表第4備考第6号に規定する可燃性個体類 | 30トン | | |
| 第4号 | 危険物の規則に関する政令別表第4備考第8号に規定する可燃性液体類 | 20立方メートル | | |
| 第5号 | マッチ | 300マッチトン ^{※2} | | |
| 第6号 | 可燃性ガス (第7号、第8号に掲げるものを除く) | 2万立方メートル | | |
| 第7号 | 圧縮ガス | 20万立方メートル | | |
| 第8号 | 液化ガス | 2,000トン | | |
| 第9号 | 毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物(液体又は気体のものに限る) | 20トン | | |
| 第10号 | 毒物及び劇物取締法第2条第2項に規定する劇物(液体又は気体のものに限る) | 200トン | | |

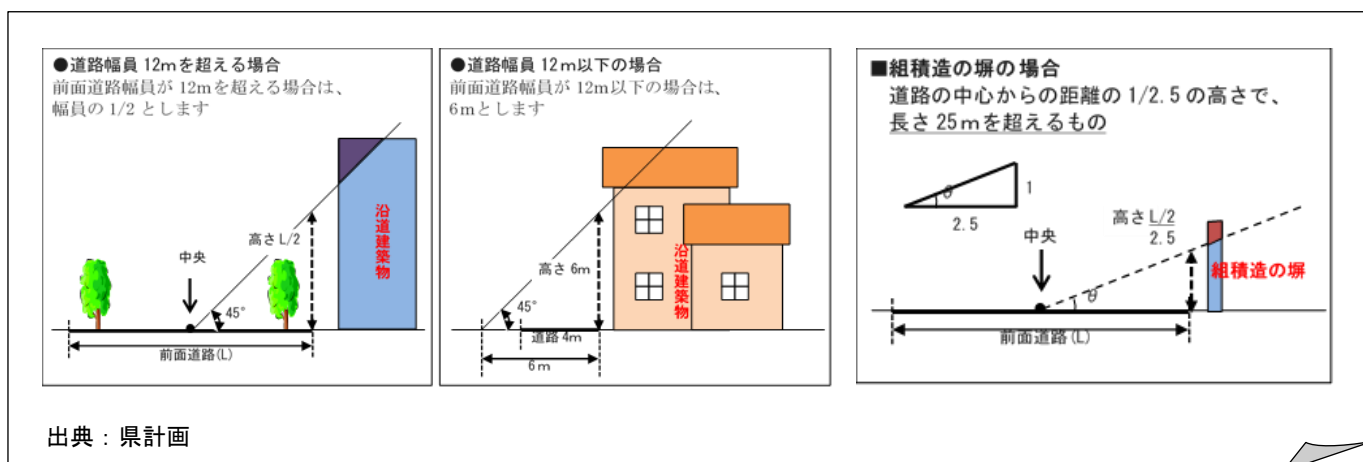
※1 耐震改修促進法

※2 マッチトンはマッチの計量単位。1マッチトンは、並型マッチ(56×36×17mm)で、7200個、約120kg。

(3) 通行障害既存耐震不適格建築物

1. 通行障害建築物

地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物は、下記の「優先的に通行を確保する道路」沿道の建築物で、下図に示す一定規模以上の建築物及び一定規模以上の組積造の塀とします。



2. 通行障害既存耐震不適格建築物

通行障害建築物であって既存耐震不適格建築物であるものとします。

【優先的に通行を確保する道路の設定方針】

耐震改修促進法第 5 条第 3 項第 2 号、3 号の規定に基づき定める道路は愛知県が定め、耐震改修促進法第 6 条第 3 項第 2 号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路※は本市が設定します。

本市が設定する道路につきましては、平成 17 年度に策定した「市町村管理の橋梁の耐震対策について」で選定した道路を基に、「江南市地域防災計画」の見直しに応じて修正した道路を設定します。

【参考：「市町村管理の橋梁の耐震対策について」(平成 17 年県依頼)において選定した路線の考え方】

○大規模災害時における緊急輸送道路及び連絡路の選定について

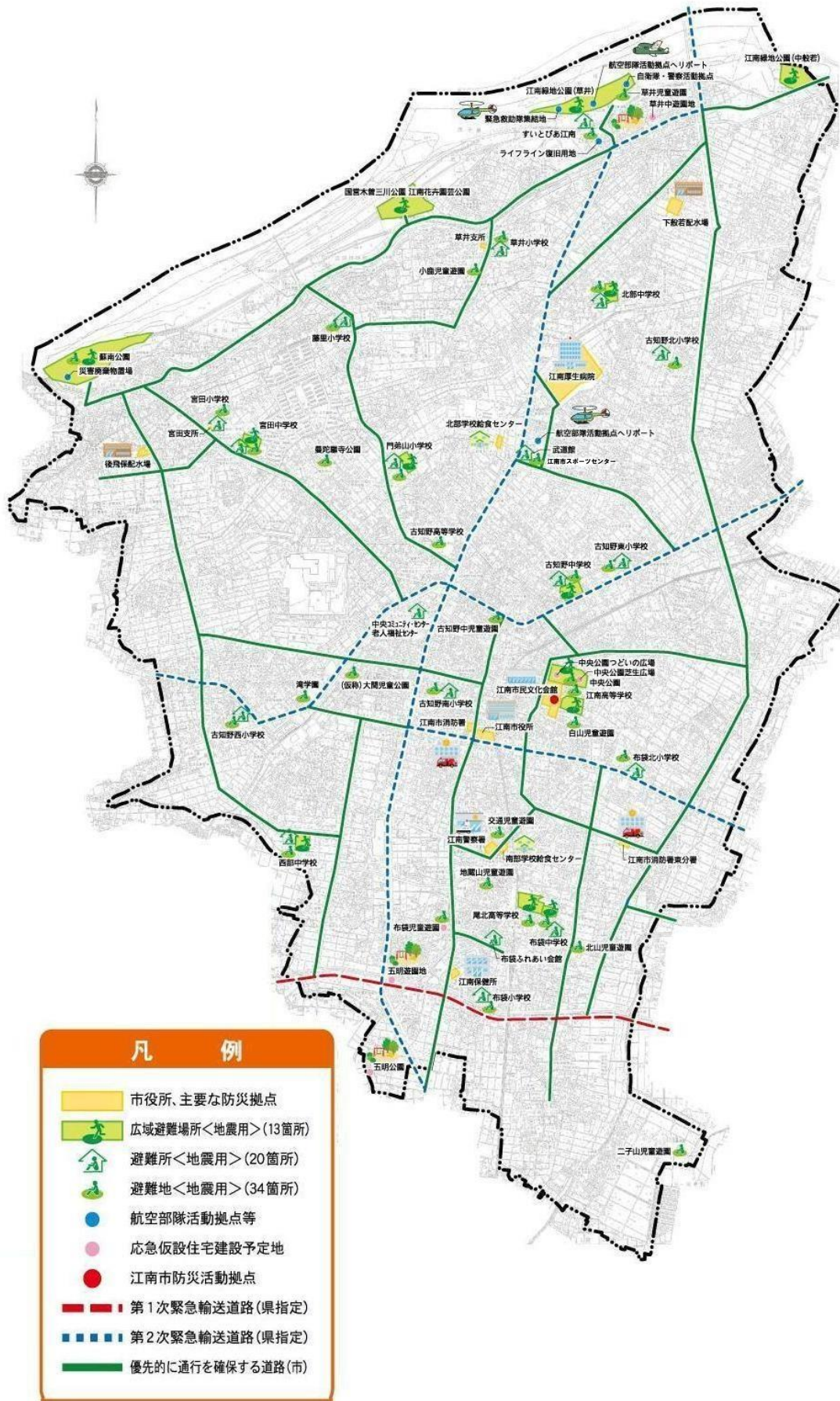
地震直後から発生する緊急輸送とは、救助、救急、医療、消火活動及び避難者への緊急物資の供給等に必要となる人員・物資等の輸送をいう。

緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な緊急輸送路をあらかじめ指定し、他の道路に優先して地震防災対策を実施する。つまり指定した道路は対策がしてあることになり、災害発生時には輸送道路として他の道路に優先して確保する道路を指定する。第 1 次及び第 2 次緊急輸送道路は県で指定されているため、第 1 次及び第 2 次緊急輸送道路を含めて、各避難所と防災拠点とを結ぶ道路の確保を考える。

- ・ 災害後は、被災者に長期避難所及び広域避難所へ移動をしてもらうこととし、それらと防災拠点を結ぶ道路を優先する。
- ・ 災害時の状況を考え、幅員の広い道路を優先する。
- ・ 消火・救急時の車両が円滑に移動できる道路を選定する。
- ・ 物資等は江南緑地公園(草井)を拠点とする。

※市町村耐震改修促進計画に記載された道路は、P. 1 4 参照

図一優先的に通行を確保する道路



出典：江南市地域防災計画

2-2 特定既存耐震不適格建築物及び住宅の耐震化の現状と目標

1. 特定既存耐震不適格建築物の耐震化の現状

建築物の構造耐力に関しては、建築基準法及び建築基準法施行令で定められています。これらの法令は逐次改正されてきましたが、特に耐震性に関しては、昭和56年6月に大きく改正されています。

この基準によって建築された建築物(以下、「昭和57年以降建築物」という)は阪神・淡路大震災等その後の大きな地震でも概ね耐震性を有するとされています。

一方、この改正の前に建築された建築物(以下、「昭和56年以前建築物」という)は阪神・淡路大震災等の地震で大きな被害を受けたものが多く耐震性に疑問があるとされています。

(1) 多数の者が利用する建築物の耐震化の状況

本市における、多数の者が利用する建築物(耐震改修促進法第14条第1号に規定する建築物)の耐震化の現状(昭和57年以降建築物を含む、令和3年1月現在)は、耐震化率(それぞれの対象となる建築物の合計に対し、昭和57年以降建築物及び昭和56年以前建築物のうち地震に対する安全性が確保されている建築物の割合)が90.7%であり、耐震性が確認されていない建築物の件数は32件となっています。

表一 多数の者が利用する建築物の耐震化の状況

| | 公共建築物(件) | | 民間建築物 (件) | 合計 (件) |
|------------------------|----------|---------|--------------|-----------|
| | | うち市有建築物 | | |
| [b]昭和57年以降建築物 | 54 | 25 | 101 | 155 |
| 昭和56年以前建築物 | 70 | 48 | 120 | 190 |
| [c]耐震性あり ^{※1} | 70 | 48 | 88 | 158 |
| [d]耐震性なし ^{※2} | 0 | 0 | 32 | 32 |
| [a]合計 | 124 | 73 | 221 | 345 |
| 耐震化率((b+c)/a) | 100.0% | 100.0% | 85.5% | 90.7% |

※1 耐震性あり=耐震化が確認されている建築物

※2 耐震性なし=耐震診断を行っていないものを含む。新耐震以前の民間建築物については、都市再生機構の建築物以外の耐震性の有無が正確に把握できないため、都市再生機構の建築物以外は「耐震性なし」に分類した。

表一多数の者が利用する建築物の耐震化の状況（内訳）

| 分 類 | | 令和3年1月現在 | | | |
|---------------------------|---|--|---------|----------|---------|
| | | 公共建築物 | 民間建築物 | 全体 | |
| ① 災害応急対策活動に必要な公共及び民間施設 | 災害応急対策の指揮、情報伝達などをする建築物 (庁舎、警察署、消防署、保健所等) | 6 (4) | — | 6 (4) | |
| | | 6 (4) | — | 6 (4) | |
| | | 100.0% | — | 100.0% | |
| | 地域防災計画有り | 救護建築物 (災害拠点病院、救急病院、救急診療所等) | — | 1 | 1 (0) |
| | | | — | 1 | 1 (0) |
| | | 避難所指定*の建築物(学校、幼稚園、保育所、 集会所、公会堂、老人福祉センター、体育館等) | 23 (23) | — | 23 (23) |
| | | | 23 (23) | — | 23 (23) |
| | 地域防災計画無し | 災害時要援護者のための建築物(老人福祉センタ ー、児童厚生施設、身体障害者福祉施設等) | — | 13 | 13 (0) |
| | | | — | 13 | 13 (0) |
| | | 避難所指定のない教育建築物(学校、幼稚園、 保育所等) | 46 (36) | 2 | 48 (36) |
| | | | 46 (36) | 9 | 55 (36) |
| | | 救護建築物 (救急病院、救急診療所等) | — | 6 | 6 (0) |
| — | 8 | | 8 (0) | | |
| ② ①以外の公共施設 | 公共建築物 (博物館、美術館、図書館、体育館、集会所、公会堂 等) | 2 (2) | — | 2 (2) | |
| | | 2 (2) | — | 2 (2) | |
| | 公営住宅 | 47 (8) | — | 47 (8) | |
| | | 47 (8) | — | 47 (8) | |
| ③ ①以外の民間施設 | 民間建築物 (劇場、映画館、百貨店、ホテル、飲食店等) | — | 51 | 51 (0) | |
| | | — | 63 | 63 (0) | |
| | 賃貸共同住宅 | — | 116 | 116 (0) | |
| | | — | 127 | 127 (0) | |
| 合 計 | | 124 (73) | 189 | 313 (73) | |
| | | 124 (73) | 221 | 345 (73) | |
| | | 100.0% | 85.5% | 90.7% | |

上段：(耐震化されている建築物棟数) / (多数の者が利用する建築物の棟数) () は市有建築物:内数

下段：耐震化率 四捨五入

※1 地域防災計画の避難所指定建物(指定外の校舎及び避難地を除く)

(2) 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の耐震化の状況

危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物(耐震改修促進法第14条第2号に規定する建築物)のうち、昭和56年以前の建築物は、本市内に4件あります。全て、民間企業が管理する施設となっています。

表一危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の耐震化の状況

| | [a] | 建築物(件) | | | 耐震化率 (b/a) |
|----------------|-----|--------------------------|---------------|--------|---------------|
| | | 昭和57年以降 建築物(件) [b] | 昭和56年以前建築物(件) | うち指示対象 | |
| 危険物貯蔵・ 処理施設 | 10 | 6 | 4 | 0 | 60.0% |

※令和3年1月現在

(3) 地震時に通行を確保すべき道路沿道の建築物の耐震化の状況

地震時に通行を確保すべき道路沿道の建築物(耐震改修促進法第14条第3号に規定する建築物)は、全体で175件あります。そのうち71件が昭和56年以前の建築物であり、愛知県が指定した緊急輸送道路沿道には24件、本市が指定した優先的に通行を確保する道路沿道には47件の建築物があります。

表一地震時に通行を確保すべき道路沿道の建築物の耐震化の状況

| | [a] | 地震時に通行を確保すべき道路沿道の建築物(件) | | | 耐震化率 (b/a) |
|-------------------------|-----|--------------------------|------------------------|-------|---------------|
| | | 昭和57年以降 建築物(件) [b] | 昭和56年以前 建築物※ (件) | | |
| 県が指定する 緊急輸送道路 | 57 | 33 | 24 | 57.9% | |
| 市が指定する優先的 に通行を確保する道路 | 118 | 71 | 47 | 60.2% | |
| 計 | 175 | 104 | 71 | 59.4% | |

※令和3年1月現在

※建築年不明は昭和56年以前に含めた

2. 住宅の耐震化の現状

本市における木造住宅の耐震化の状況は、平成 15 年度から令和 2 年度の間、2,702 件の耐震診断を実施し、総合判定値 1.0 未満が 2,529 件で 93.60%でした。さらに、耐震改修を実施して、耐震性が確保された件数は 304 件でした。この結果を踏まえ、県計画の推計値により、耐震性のある住宅は、戸建て住宅で 25,727 件（戸建て住宅のうちの 77.6%）、共同住宅で 7,501 件（共同住宅のうちの 97.9%）、全体として 33,228 件（81.4%）の住宅の耐震化が確保されています。

表一 木造住宅の耐震診断及び耐震改修の状況

| 診断年 | 実施件数 | 診断結果 (1.0 未満) | 診断後の 改修件数 |
|----------|-------|------------------|--------------|
| 平成 15 年度 | 280 | 218 | 4 |
| 平成 16 年度 | 255 | 185 | 19 |
| 平成 17 年度 | 200 | 161 | 31 |
| 平成 18 年度 | 63 | 63 | 22 |
| 平成 19 年度 | 920 | 919 | 19 |
| 平成 20 年度 | 102 | 102 | 15 |
| 平成 21 年度 | 100 | 99 | 6 |
| 平成 22 年度 | 98 | 98 | 9 |
| 平成 23 年度 | 200 | 200 | 60 |
| 平成 24 年度 | 180 | 180 | 20 |
| 平成 25 年度 | 50 | 50 | 26 |
| 平成 26 年度 | 36 | 36 | 10 |
| 平成 27 年度 | 35 | 35 | 8 |
| 平成 28 年度 | 59 | 59 | 17 |
| 平成 29 年度 | 27 | 27 | 17 |
| 平成 30 年度 | 41 | 41 | 9 |
| 平成 31 年度 | 33 | 33 | 6 |
| 令和 2 年度 | 23 | 23 | 6 |
| 計 | 2,702 | 2,529 | 304 |

表一住宅の耐震化の状況

| 分類 | 昭和 56 年以降 住宅(耐震性あり) ①(件) | 昭和 55 年以前住宅(件) | | | 耐震性の ある住宅 ①+②(件) | 耐震化率 |
|-------|--------------------------------|----------------|--------------------------|-----------|------------------------|--------------|
| | | 計 | 耐震性 あり② ^{※1} | 耐震性 なし | | |
| 戸建て住宅 | 22,482 | 10,655 | 3,245 | 7,410 | 25,727 | 77.6% |
| 共同住宅 | 7,108 | 557 | 393 | 164 | 7,501 | 97.9% |
| 計 | 29,590 | 11,212 | 3,638 | 7,574 | 33,228 | 81.4% |

※課税台帳(令和 3 年 1 月 1 日現在) より住宅に用いられている用途の建築物により集計

※住宅・土地統計調査の調査区分及び危険度マップ倒壊危険度の区分により昭和 55 年を基準としている

※1 県計画の推計値及び市耐震改修補助により耐震化された住宅数

3. 耐震化の目標設定の考え方

国の基本方針の主旨を踏まえ、特定既存耐震不適格建築物及び住宅の耐震化率の目標を定めます。その際すべての用途の建築物に対し一律に設定するのではなく、大規模な地震災害に対応し、早期に耐震化すべき建築物を設定し、耐震化を推進する方針とします。

4. 特定既存耐震不適格建築物の目標

(1) 多数の者が利用する建築物の目標

多数の者が利用する建築物(耐震改修促進法第14条第1号に規定する建築物)については、令和12年度までに耐震性が不十分な建築物を概ね解消することを目標とします。用途分類毎の耐震化の目標は次頁に示すとおりです。

災害応急対策活動に必要な施設である救護建築物について優先的な耐震化を図ります。

なお、市有建築物については、全て耐震化を完了しています。

令和3年：90.7% ⇒ 令和12年：概ね解消
(313/345)

【参考：国が示す「住宅及び建築物の耐震化の現状と目標」】

1 建築物の耐震化の現状

平成30年の統計調査に基づき、我が国の住宅については総数約5,360万戸のうち、約700万戸(約13%)が耐震性が不十分であり、耐震化率は約87%と推計されている。この推計では、耐震性が不十分な住宅は、平成15年の約1,150万戸から15年間で約450万戸減少し、そのうち耐震改修によるものは15年間で約75万戸と推計されている。

また、耐震診断義務付け対象建築物のうち、要緊急安全確認大規模建築物については令和3年4月1日時点で耐震診断結果が公表されている約11,000棟のうち、約1,100棟(約10%)が耐震性が不十分であり、耐震化率は約90%である。なお、要安全確認計画記載建築物を含めた場合の耐震化率は、約73%となっている。

2 建築物の耐震診断及び耐震改修の目標の設定

南海トラフ地震防災対策推進基本計画、首都直下地震緊急対策推進基本計画及び住生活基本計画(令和三年三月閣議決定)における目標を踏まえ、令和十二年までに耐震性が不十分な住宅を、令和七年までに耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物を、それぞれおおむね解消することを目標とする。

出典：建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成18年1月国土交通省告示)

※市有建築物はp39参照

(2) 危険物の貯蔵場または処理場の用途に供する建築物の目標

火薬類、石油類等の耐震改修促進法施行令で定める危険物の貯蔵場又は処理場(耐震改修促進法第14条第2号に規定する建築物)については、地震発生時に危険性の高い建築物であるため、令和12年度までに耐震性が不十分な建築物を概ね解消することを目標とします。対象となる建築物は、民間企業が所有する建築物であるため、所有する企業への啓発を進め、企業の協力を得ながら耐震化を図ります。

令和3年：60.0% ⇒ 令和12年：概ね解消
(6/10)

(3) 地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物の目標

地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物(耐震改修促進法第6条第3項第2号に規定する建築物)については、多数の者が利用する建築物(耐震改修促進法第14条第1号に規定する建築物)の耐震化の目標に準拠して、令和12年度までに耐震性が不十分な建築物を概ね解消することを目標とします。このため、愛知県と連携して耐震化を図ります。

令和3年：59.4% ⇒ 令和12年：概ね解消
(104/175)

5. 住宅の目標

住宅については、「県計画」の目標値を踏襲し、戸建て住宅、長屋、共同住宅(賃貸・分譲)を含み全ての住宅を対象に令和12年度までに耐震性が不十分な住宅を概ね解消することを目標とします。

令和3年：81.4% ⇒ 令和12年：概ね解消
(33,228/40,802)

第3章 耐震化及び減災化促進の基本的な方策

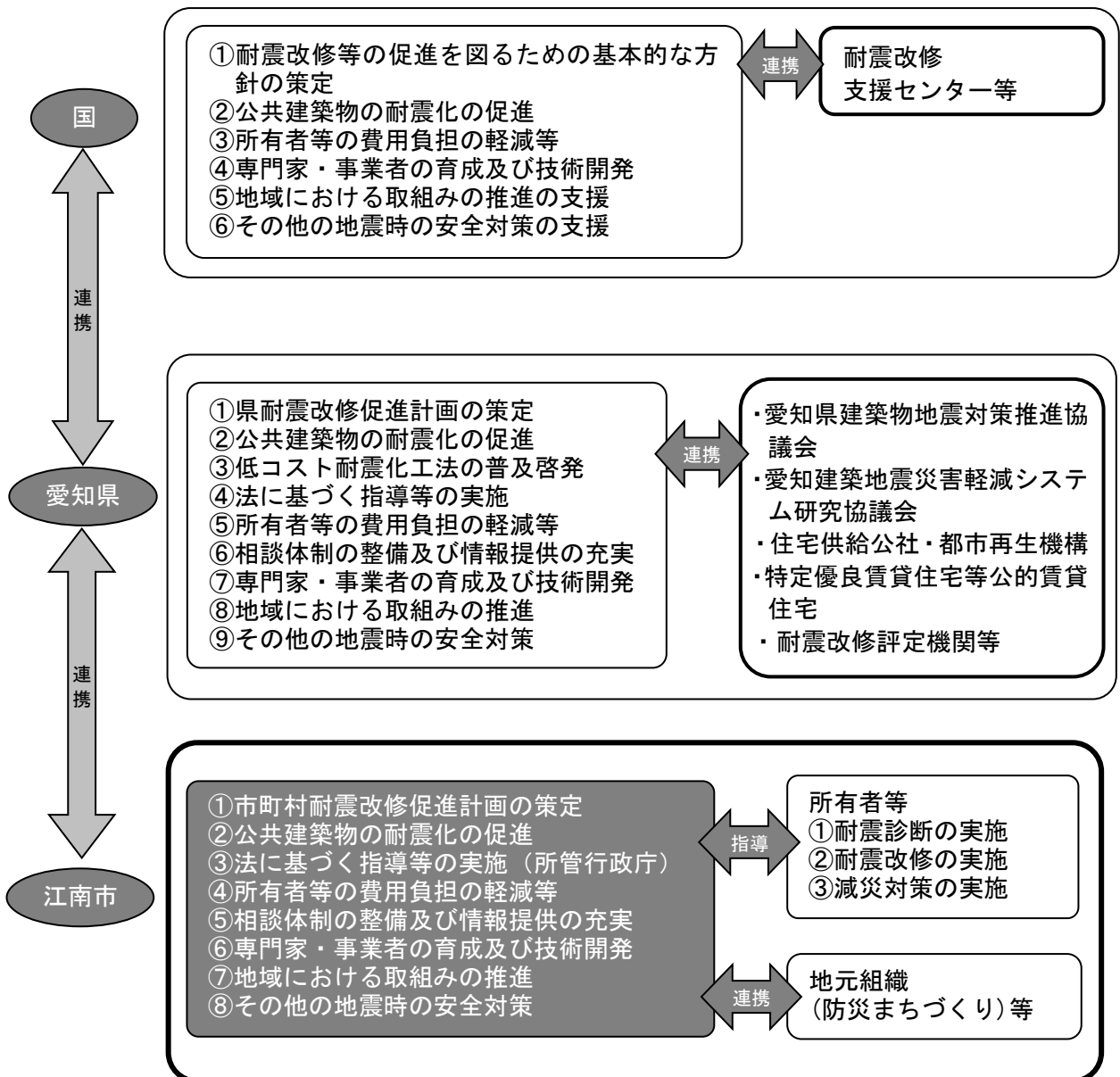
3-1 耐震化及び減災化に向けた役割分担

住宅及び建築物の耐震化及び減災化を促進するためには、まず、住宅及び建築物の所有者等が地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠です。

国や地方公共団体は、本計画で示している耐震化目標を実現するため、こうした所有者等の取り組みをできる限り支援します。また、これまで以上に迅速に耐震化を確実に実行していくという観点から、役割分担を図りながら、引き続き所有者等にとって耐震化を行しやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築などに取り組み、耐震化の実施の阻害要因となっている課題を解決していくことを基本とします。

なお、諸々の要因により耐震化されない住宅に対しても「住宅倒壊から人命を守る」という目標に向けて、減災化の促進を図ります。

図一 国・県・江南市・所有者等の役割分担



3-2 促進体制

1. 耐震化及び減災化促進の体制整備

円滑な住宅及び建築物の耐震化及び減災化の促進のために、関連する機関や団体等と連携して指導を進めるとともに、計画の進捗状況等の情報を共有して的確に取り組むこととします。

(1) 愛知県との連携

本市は、限定特定行政庁[※]として特定既存耐震不適格建築物の一部(建築基準法第6条1項第4号に該当する建築物)に対して耐震改修促進のための指導等を実施します。その他の特定既存耐震不適格建築物に対しては、愛知県が指導等を実施します。

これらの指導等にあたっては、特に一部の者が複数の特定既存耐震不適格建築物を所有する場合などにおいて、連携した指導等を行うことが望まれる場合もあります。このため、愛知県との連絡及び協議体制を整備し情報を共有化するとともに、連携して指導等を進め、的確に耐震化を推進するものとしします。また、地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の耐震診断が義務化される「通行障害既存耐震不適格建築物」の指定については今後、愛知県と調整します。

(2) 協議会の取り組みの拡充

愛知県では、「建築物の総合的な地震対策の推進を図るため、耐震診断や耐震改修等の普及や啓発等、建築物の震前対策の推進と、地震により被災した建築物及び宅地の危険性を判定する被災建築物応急危険度判定制度及び被災宅地危険度判定制度の適正な運用と連携を図ることにより、県民生活の安全に資する」ことを目的として、愛知県、本市を含む県内全市町村及び(公社)愛知建築士会等の建築関係団体で構成される「愛知県建築物地震対策推進協議会」(以下、「推進協議会」という。)が設置されています。本市では、愛知県等と協力し、今後、耐震化促進の体制の一翼として、建築物の所有者に対する啓発や普及活動、専門家の育成等を推進していきます。



(危険度判定訓練)

※小規模な建築物(4号建築物)に限り事務を行う役所を「限定特定行政庁」といいます。

4号建築物とは次の①又は②の条件に当てはまるものをいいます。

①木造の場合(すべてに該当)

- ・ 2階建て以下 ・ 延べ面積 500㎡以下
- ・ 高さ 13m以下かつ軒の高さが9m以下

②木造以外の場合(すべてに該当)

- ・ 1階建て ・ 延べ面積 200㎡以下

※劇場など不特定多数の人が出入りするような用途の部分が 200㎡を越える場合には、

①や②に該当していても4号建築物になりません。

(3) その他の体制

本市では、自治会毎に自主防災会が組織されているものの、災害に対する意識には地域によりばらつきが見られ、市民の災害への備えや地域ぐるみの防犯及び防災体制は十分に整っているとはいえません。このようなことから、犯罪や災害から市民を守り、安心して安全な市民生活を確保するために、市民と市役所が協力して地域の防犯、防災力を強化することが求められます。

自主防災会では、日ごろから地域における災害時危険箇所の把握に努め、災害発生時に効果的な対応ができるよう、自主防災会が主体となって、地域の実情に合った防災訓練を積極的に行うことが必要です。さらに、自主防災会や企業等では、自主防災リーダー^{※1} や防災ボランティア^{※2} を育成することも重要となります。各家庭では、避難の際の非常持ち出し品や食料などを準備するとともに防災についての話し合いなど災害への備えを行い、高齢者、障害者などは一人で避難することが困難なため、地域住民が協力し、避難できるよう話し合っておくことも求められます。また、災害救援関係の NPO やボランティア組織とも協力して実施することも必要です。

本市は、これらを支援するため、災害に関する知識や情報を、多様な手段により提供し、市民の防災意識を高め、自主防災会が自主的に防災訓練を実施することにより、地域の実情に合った防災力を確保できるよう、さまざまなアドバイスを行っていきます。さらに、自主防災会の運営を支援し、防災ボランティアコーディネーター^{※3} を育成するとともに、地震発生時には正確な情報を収集して迅速に全市民に伝達し、速やかに避難誘導ができる体制づくりを進めます。



(総合防災訓練 市民参加の様子)



(総合防災訓練 救出訓練)

- ※ 1 自主防災組織の活動を効果的に実践するために必要な調整や誘導などを行う、地域の自主防災活動の中心となる人。
- ※ 2 災害発生時に、被災地に駆けつけ、被災者を支援したり、復旧活動に協力したりするボランティア。
- ※ 3 防災ボランティアコーディネーターとは、災害発生時に被災地に集まるボランティアが有効に活動できるよう、災害対策本部などと連携してボランティアへの連絡や調整を行う人のこと。

【参考：愛知県建築物地震対策推進協議会の活動】

①インターネット等による情報提供

推進協議会では、木造住宅の無料耐震診断の周知や、住宅及び建築物の耐震化に関する情報をインターネットにより提供しています。今後、さらに耐震化についての啓発・普及を図るものとします。(推進協議会 HP: <http://www.aichi-jishin.jp/>)

②関連技術者等の資質の向上

推進協議会では、木造住宅の耐震化が的確に施工されるよう、「木造住宅耐震改修マニュアル」を作成するとともに、このマニュアル等を教材として「木造住宅耐震改修設計・工事研修会」を実施し関連技術者等の資質の向上を図っています。

また、推進協議会では、大工・工務店を対象に実務面での知識、手法について、今後も引き続き学識者や技術者を講師として勉強会を実施し、スキルアップを支援します。

2. 耐震診断・耐震改修等の相談窓口の充実

本市では、建築課に住宅及び建築物の耐震化の相談窓口を設置し、相談に応じています。今後も、耐震診断及び耐震改修をはじめとした建築に関する相談窓口を充実していきます。

3. 防災ハンドブックによる情報提供

市民や建築物の所有者等に地震災害に対する危険性を認識してもらい、地震防災対策が自らの問題、地域の問題として意識できるよう、防災ハンドブックにより地震による危険性等の情報提供を行っております。



3-3 重点的に耐震化及び減災化を進める区域の設定

1. 重点的に耐震化及び減災化を進める区域

本市では、市全域に市街化が進んでいることから、市全域を重点的に耐震化及び減災化を進める区域として耐震化及び減災化に努めていきます。

2. 重点的に耐震化及び減災化を進める区域に対する取組方針

市全域に対して耐震化及び減災化を推進しますが、特に、多数の者が利用する建築物、危険物の貯蔵場・処理場、地震により倒壊し緊急輸送道路等を閉塞させる危険のある沿道の建築物等の特定既存耐震不適格建築物について重点的に耐震化を促進します。

また、地震に対する危険性の高い木造住宅密集地域や狭隘な道路の沿道にある建築物等を対象に、建築物の倒壊による火災等による二次災害を防止するため、建築物の耐震化等の啓発を重点的に促進していきます。

3-4 住宅の減災化促進のための対策

1. 減災化促進のための対策

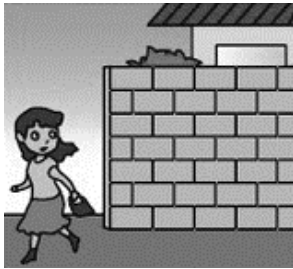
住宅及び建築物に関連して、地震による人身被害や財産被害を防止するためには、住宅及び建築物の構造を耐震化するだけでは充分と言えず、過去の地震においてもブロック塀の倒壊や家具の転倒による圧死、窓ガラスや天井の破損、落下等によって大きな被害が発生しています。このため、住宅及び建築物の構造を耐震化に加えて、愛知県とも協力して減災化を促進していきます。



2. 安全対策

①ブロック塀等の安全対策

ブロック塀等（コンクリートブロック、コンクリートパネル、石材等を用いて築造した塀（門柱を含む。）をいう。）が倒壊すると、その下敷きになり死傷者が発生したり、道路を閉塞したりすることにより、避難や救援活動に支障をきたすことになります。



同様に、道路上には電柱や自動販売機等、倒壊する危険のある物が多くあります。そのため、ブロック塀等の危険性について、パンフレットやホームページ等において市民に周知するとともに、地域からの耐震化促進の取り組みを推進していきます。

また、ブロック塀等の倒壊による人的被害の防止及び避難経路の確保を図ることを目的に民間建築物ブロック塀等撤去費補助事業※を実施することにより、想定される地震被害の軽減を図ります。

②窓ガラス・天井の落下防止対策

窓ガラスや建築物内のつり下げ天井、また建築物に設置された看板類等は、建築物の耐震構造にかかわらず、落下等により、避難者や通行人、あるいは、建築物内の人に被害を発生させる危険性があります。このため、窓ガラスやつり下げ天井、看板等の落下による危険性を防災ハンドブックやホームページで市民に周知するとともに、窓ガラスへの飛散防止フィルムの貼り付けなど、安全対策の手法などについても周知を図ります。



③エレベータの安全対策

地震発生時のエレベータの緊急異常停止により人が閉じ込められてしまうなどの被害を避けるため、地震時のエレベータの運行方法や閉じこめられた場合の対処方法について周知を図るとともに、愛知県や関係団体と協力して地震発生時における安全装置の設置を促進していきます。

※ 「民間建築物ブロック塀等撤去費補助事業」 本市では、ブロック塀等の倒壊による人的被害の防止及び避難経路の確保を図ることを目的にブロック塀等の撤去される方に費用の一部を補助しています。

【民間建築物ブロック塀等撤去費補助事業の概要】

| 要件 | 補助率 | 限度額 |
|---|---|----------|
| 道路又は公共施設等に沿って築造された倒壊のおそれがある危険なブロック塀等の高さを1m未満になるまで撤去する | 当該撤去工事に要した費用の額又は撤去するブロック塀等の延長に1mあたり1万円を乗じた額のいずれか少ない額の2分の1 | 200,000円 |

④家具の転倒防止対策

建築物に十分な耐震化が実施されていても、家具等の転倒防止策が行われていない場合、死傷の原因となったり、避難等に支障が生じたりすることが考えられます。そのため、だれでもすぐに取り組める地震対策として、家具の転倒防止に関する知識をパンフレットやホームページを活用して市民に周知するとともに、家具等の転倒防止を図るための資機材の購入や取り付けにかかった費用の一部を補助する事業※¹を実施し、一層の安全性の向上を図ります。



⑤建築物の敷地の安全対策

本市においては、木曾川沿いに広がる扇状地という地勢から崩壊の危険性があるがけ地等はなく、さらに砂れきを中心とした地層から愛知県による調査結果※²からも市域の大部分の地域は「液状化の可能性なし」（一部小、中）となっています。このため、地震による敷地の崩壊の危険は少ない状況ではありますが、木曾川沿いの堤防や旧河川跡のような場所においては、管理者とも協力しながら堤防、敷地の崩壊について点検をするとともに安全対策を促進していきます。

⑥段階的耐震改修の促進

住宅の耐震化において、評点 1.0 以上にする耐震改修だけでなく、耐震改修工事を 1 段階目に評点 0.7 以上、2 段階目に評点 1.0 以上にするような段階的耐震改修を促進することで評点の低い住宅の全壊を防ぐ対策を促進するため、民間木造住宅段階的耐震改修費補助事業※³を実施していきます。

※¹「家具転倒防止用資機材等補助金制度」本市では、地震などで家具の転倒による事故の防止・軽減を図るための資機材の購入や取り付けにかかった費用の一部を補助しています。

補助金の額：補助対象となる費用の 2 分の 1(限度額 10,000 円まで)※補助金額の 100 円未満切捨て

補助金の対象：(1)家具の転倒防止・落下防止器具を取り付けること。

(2)ガラスの飛散防止フィルムを取り付けること。

(3)(1)および(2)の器具等を取り付ける際にかかった工事費など。

※²「平成 23 年度～25 年度 愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査報告書」平成 26 年 3 月 愛知県

※³「民間木造住宅段階的耐震改修費補助事業」地震発生時における木造住宅の倒壊による被害の軽減を図るため、まずは倒壊を防ぐ程度まで改修し、最終的には、旧基準木造住宅の耐震改修工事を行う方に費用の一部を補助しています。

【民間木造住宅段階的耐震改修費補助事業の概要】

| 要件 | 補助額 | 限度額 |
|---|--|------------------------------|
| 一段目：耐震診断の総合判定が 0.4 以下と診断された住宅について判定値を 1.0 以上とする補強計画に基づき、1 段階目の判定値を 0.7 以上 1.0 未満とする工事 二段目：1 段階目耐震改修工事により補助金の交付を受けた旧基準住宅について、判定値を 1.0 以上とする耐震改修工事 | 一段目：耐震改修工事にかかる費用(改修設計費を除く) 二段目：耐震改修工事にかかる費用(改修設計費を除く)かつ一段目耐震改修工事費と二段目耐震改修工事費の合計の 80% の額から一段目の補助金を差し引いた額 | 一段目：600,000円 二段目：400,000円 |

⑦耐震シェルター設置の促進

地震対策は、住宅・建築物の耐震化が最も効果的ですが、高齢者世帯の住宅について耐震化が進まない傾向にあります。そこで、住宅倒壊から人命を守るため安価な工法による寝室等の個室補強の手段として、耐震シェルター等の周知を図るとともに設置を促進するため、民間木造住宅耐震シェルター整備費補助事業^{※1}を実施していきます。



⑧建替え・除却の促進

耐震化された住宅の多くを占めるのは近年に建築された住宅によるものです。住宅の状態によっては、耐震改修に掛かる費用が建替えに掛かる費用とほとんど変わらないことから、耐震改修をやめてしまう方も見受けられます。

そこで、耐震化をより促進させるため、耐震性が確保されていない住宅の除却や、新耐震基準を満たす住宅への建替えの促進を図るため、民間木造住宅解体工事費補助事業^{※2}を実施していきます。また、耐震性が確保されていない空き家の除却を促進するため、危険空き家解体工事費補助事業^{※3}を実施していきます。

- ※1 「民間木造住宅耐震シェルター整備費補助事業」 高齢者、障害者等災害時の避難弱者への耐震性の高いスペースを確保するために、木造住宅に耐震シェルターを整備する方に費用の一部を補助しています。
- ※2 「民間木造住宅解体工事費補助事業」 地震発生時における木造住宅の倒壊による災害を防止するため、旧基準木造住宅の解体工事を行う方に費用の一部を補助しています。
- ※3 「危険空き家解体工事費補助事業」 安心して住み続けられる住環境の確保を推進するため、等改等のおそれのある危険な空き家の解体工事を行う方に費用の一部を補助しています。

【民間木造住宅耐震シェルター整備費補助事業の概要】

| 要件 | 補助額 | 限度額 |
|--|------------|----------|
| 耐震診断の総合判定が0.4以下と診断された住宅で、障害者又は高齢者世帯である方が愛知県が認めた工法の耐震シェルターを整備する | 耐震シェルター整備費 | 300,000円 |

【民間木造住宅解体工事費補助事業の概要】

| 要件 | 補助率 | 限度額 |
|--|------------|----------|
| 耐震診断の総合判定が1.0未満と判定された延べ面積が30㎡以上の木造住宅の1棟全てを解体する | 補助対象経費の23% | 200,000円 |

【危険空き家解体工事費補助事業の概要】

| 要件 | 補助率 | 限度額 |
|---|-------------|----------|
| 1年以上使用されていない空き家で2分の1以上が居住の用に供されていた木造住宅で、対象危険空き家の全てを解体する工事 | 補助対象経費の5分の4 | 200,000円 |



第4章 建築物の耐震化促進

4-1 建築物の耐震化促進

1. 多数の者が利用する建築物及び公有建築物の耐震化

江南市はこれまで、市が所有する建築物で耐震性が不十分なものについて、耐震化を促進するとともに、耐震化の状況等を公表してきました。

国や愛知県が所有する建築物については、それぞれの耐震化計画に基づいて耐震化を促進するとともに、耐震化の状況等が公表されます。

(1) 対象建築物

本調査で対象とする建築物は、昭和56年5月以前に建築された建築物で多数の者が利用する建築物(耐震改修促進法第14条第1号に規定する建築物)に該当しない建築物も含めた市が所有管理する建築物全てとします。

なお、国及び愛知県が所有管理する建築物については、それぞれの計画に従うものとします。

(2) 市有建築物※の現状

令和4年3月現在、市有建築物全てが耐震性を有しております。

表一市有建築物の耐震化状況(令和4年3月現在)

| 昭和56年5月以前に建築された市有建築物 | 耐震診断状況内訳 | | | 耐震診断済建築物の内訳 | | |
|----------------------|----------------|-------------------------|-------------|-------------|------------|------------------|
| | 未診断件数 (要診断) | 今後廃止等 予定件数 (診断不要) | 耐震診断済 件数 | 耐震化不要 件数 | 耐震化済 件数 | 耐震化 未対応 件数 |
| 63 | 0 | 0 | 63 | 28 | 35 | 0 |

2. 危険物の貯蔵場または処理場の用途に供する建築物の耐震化

危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物(耐震改修促進法第14条第2号に規定する建築物)のうち、昭和56年以前の建築物は本市内に4件あり、4社の民間企業が管理する施設です。従って、これらの建築物については、個別に特定既存耐震不適格建築物であることがわかるように通知し、愛知県と連携して耐震化を促進していきます。

3. 地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の通行障害既存耐震不適格建築物の耐震化

地震時に通行を確保すべき道路沿道の建築物(耐震改修促進法第14条3号に規定する建築物)のうち、愛知県が指定する緊急輸送道路沿道の建築物については愛知県が、本市が指定する優先的道路沿道の建築物については本市が、対象建築物を調査し、通行障害既存耐震不適格建築物の所在を把握します。あわせて、所有者に対して通行障害既存耐震不適格建築物の耐震化の必要性や効果についての意識啓発を行うとともに、耐震化を促進していきます。

※市有建築物はp39 参照

4. 耐震改修の認定体制の整備

耐震改修促進法第17条に基づく建築物の耐震改修に対する計画の認定については、所管行政庁が適切かつ速やかに行う必要があります。このため、本市は、限定特定行政庁として小規模な建築物(4号建築物)[※]について計画を認定します。その他の建築物については、愛知県が所管行政庁となるため、愛知県が計画を認定します。

本計画の周知に伴い、今後は所有者の意識が向上し、耐震改修計画の認定申請が数多く出されることが想定されます。そのような状況の変化に備えて、多様な建築物についての耐震診断の審査や耐震改修計画の評定の技術水準を確保し、耐震改修計画の迅速な認定に努めていきます。

<法の関連条文>

(建築物の耐震改修の促進に関する法律)(平成七年十月二十七日法律第二百二十三号)

(計画の認定)(抜粋)

第17条 建築物の耐震改修をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、建築物の耐震改修の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

2 前項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 建築物の位置
- 二 建築物の階数、延べ面積、構造方法及び用途
- 三 建築物の耐震改修の事業の内容
- 四 建築物の耐震改修の事業に関する資金計画
- 五 その他国土交通省令で定める事項

(以下略)

※ 4号建築物は、P.23 参照。

4-2 耐震化促進のための支援制度

1. 民間建築物の耐震化に対する支援策

民間建築物の所有者に対し耐震化の必要性や効果についての意識啓発を行うとともに、特に災害時に重要な施設は平常時の利用者の安全確保のみならず、災害時の機能確保の観点からも耐震性の確保が求められるため、災害応急対策活動に必要な施設である救護建築物について優先的な耐震化を促進していきます。

民間建築物の耐震化を促進するため、特定既存耐震不適格建築物等のうち一定の要件を満たす耐震診断義務付け対象建築物で耐震診断結果が報告されたものについて、①耐震改修をした場合の法人税・所得税の特別償却、②耐震改修をした場合の固定資産税の減額という特例措置が講じられています。

これらによって住宅や特定既存耐震不適格建築物等の耐震改修を行った場合、一定の税制による支援が受けられるようになりました。本市においても愛知県と協力し、市民がこれらの税制の特例措置を円滑に活用できるよう取り組み、耐震化を促進していきます。

2. 耐震診断・耐震改修等に係る補助・助成制度

地震時の倒壊等による被害の軽減を図るため、住宅及び建築物の耐震性の向上に資する事業について、地方公共団体等に対し、国が必要な助成を行う支援制度として、耐震診断や耐震改修工事等に対する補助事業や、耐震改修工事に対しての融資制度や税制措置が設けられています。

今後は、愛知県とも連携してこれらの補助・助成等の活用を検討しながら、建築物の耐震化を促進していきます。



(地震による建物倒壊)

4-3 特定既存耐震不適格建築物等(民間)の指導等

特定既存耐震不適格建築物の所有者は、耐震改修促進法により当該特定既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、その結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、耐震改修を行うよう努めなければならないとされています。

要安全確認計画記載建築物の場合、その所有者は、耐震改修促進法により耐震診断の結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、耐震改修を行うように努めなければならないとされています。

一方、所管行政庁等は特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の的確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、耐震診断及び耐震改修について必要な指導等を行うこととなります。

要安全確認計画記載建築物^{※1}の場合は、所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の適切な実施を確保するために必要があると認められるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、耐震改修について必要な指導等を行うこととなります。

このため、特定既存耐震不適格建築物等のうち、小規模な建築物(4号建築物)^{※2}については本市が、その他の建築物については、愛知県が担当することとなります。これら特定既存耐震不適格建築物等に対して、耐震化を早期に推進するため、所管行政庁は定期的にすべての特定既存耐震不適格建築物等について調査し、必要に応じて指導・助言、指示、公表を行います。

これら指導、助言、指示、公表を行った後、必要に応じて勧告及び命令を行うこととします。

1. 指示等の対象建築物

指導及び助言の対象は、すべての特定既存耐震不適格建築物等です。

指示、公表、勧告・命令の対象は、**指導及び助言**の対象となる特定既存耐震不適格建築物のうち、不特定かつ多数の者が利用したり、地震の際に避難の確保や多大な被害につながる特定既存耐震不適格建築物(耐震改修促進法第15条第2項に規定されたもの)です。

※1 要安全確認計画記載建築物は、P.10 参照。

※2 4号建築物は、P.23 参照。

<法の関連条文>

(建築物の耐震改修の促進に関する法律)(平成七年十月二十七日法律第二百二十三号)

(要安全確認計画記載建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等)(抜粋)

第12条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、基本方針のうち第四条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項(以下「技術指針事項」という。)を勧告して、要安全確認計画記載建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物について必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、技術指針事項を勧告して、必要な指示をすることができる。

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた要安全確認計画記載建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(特定既存耐震不適格建築物に係る指導及び助言並びに指示等)(抜粋)

第15条 所管行政庁は、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勧告して、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、次に掲げる特定既存耐震不適格建築物(第一号から第三号までに掲げる特定既存耐震不適格建築物にあっては、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものであって政令で定める規模以上のものに限る。)について必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勧告して、必要な指示をすることができる。

- 一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物
- 二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定既存耐震不適格建築物
- 三 前条第二号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物
- 四 前条第三号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物

(以下略)

表一耐震改修促進法における規制対象一覧（法第 16 条を除く）

| 用途 | | 特定既存耐震不適格建築物 | 指示対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件 | 耐震診断義務付け対象建築物の要件 | | |
|---|----------------------------|--|--|--|---|---|
| 幼稚園、保育所 | | 階数 2 以上かつ 500 m ² 以上 | 750 m ² 以上 | 階数 2 以上かつ 1,500 m ² 以上 | | |
| 小学校等 | 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校 | 階数 2 以上かつ 1,000 m ² 以上 (屋内運動場の面積を含む) | 1,500 m ² 以上 (屋内運動場の面積を含む) | 階数 2 以上かつ 3,000 m ² 以上 (屋内運動場の面積を含む) | | |
| 老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの | | 階数 2 以上かつ 1,000 m ² 以上 | 2,000 m ² 以上 | 階数 2 以上かつ 5,000 m ² 以上 | | |
| 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの | | | | | | |
| 学校 | 第 2 号以外の学校 | | — | — | | |
| ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設 | | 階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上 | 2,000 m ² 以上 | 階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上 | | |
| 病院、診療所 | | | | | | |
| 劇場、観覧場、映画館、演芸場 | | | | | | |
| 集会場、公会堂 | | | | | | |
| 展示場 | | | | | | |
| 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗 | | | | | | |
| ホテル、旅館 | | | | | | |
| 博物館、美術館、図書館 | | | | | | |
| 遊技場 | | | | | | |
| 公衆浴場 | | | | | | |
| 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの | | | | | | |
| 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗 | | | | | | |
| 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの | | | | | | |
| 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設 | | | | | | |
| 郵便局、保健所、税務署その他これに類する公益上必要な建築物 | | | | | | |
| 卸売市場 | | | | | — | — |
| 賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎、下宿 | | | | | — | — |
| 事務所 | | — | — | | | |
| 工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。) | | — | — | | | |
| 体育館(一般公共の用に供されるもの) | | 階数 1 以上かつ 1,000 m ² 以上 | 2,000 m ² 以上 | 階数 1 以上かつ 5,000 m ² 以上 | | |
| 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物 | | 政令で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物 | 500 m ² 以上 | 階数 1 以上かつ 5,000 m ² 以上 (敷地境界線から一定距離以内に存する建築物に限る) | | |
| 避難路沿道建築物 | | 全ての建築物 | 全ての建築物 | 法第 5 条第 3 項第 2 号又は法第 6 条第 3 項第 1 号の規定に基づき指定した道路沿道の耐震不明建築物 | | |
| 防災拠点である建築物 | | — | — | 法第 5 条第 3 項第 1 号の規定に基づき指定した公益上必要な、病院、官公署、災害応急対策に必要な施設等の建築物 | | |

2. 指導等の実施について

(1) 特定既存耐震不適格建築物についての指導及び助言

指導及び助言については、本市及び愛知県がそれぞれの担当する建築物に対して実施します。

特定既存耐震不適格建築物の所有者に、特定既存耐震不適格建築物の基準を示し個別に周知するとともに、パンフレットの配布やホームページによる情報発信等により、所有者に対して、所有する建築物が特定既存耐震不適格建築物に該当することや耐震化の義務などを認知してもらう必要があります。その上で巡回等を行い、耐震化の進捗についてのフォローアップをし、耐震診断及び耐震改修を個別に指導していきます。

(2) 地震に対する安全性の向上が特に必要な特定既存耐震不適格建築物についての

指導、助言、指示、公表、勧告・命令

指示、公表、勧告及び命令については、本市及び愛知県がそれぞれの担当する建築物が対象となります。

①指導、助言、指示、公表

耐震改修促進法第15条第2項に規定する特定既存耐震不適格建築物（以下「指示対象建築物」といいます。）については、所管行政庁は、その所有者に対して、所有する建築物が指示対象建築物である旨の周知を図るとともに、耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言を実施するよう努め、指導に従わない者に対しては必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公報、ホームページ等を通じて公表します。

公表は、愛知県のホームページ等を通じて実施します。

②勧告・命令

指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、当該指示対象建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物については、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用中止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとるよう、速やかに建築基準法に基づく命令を行います。また、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用中止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとるよう、建築基準法に基づく勧告・命令を行います。

第5章 住宅の耐震化及び減災化促進

5-1 普及・啓発

住宅の耐震化及び減災化を推進するためにはまず耐震診断を行い、個々の住宅の耐震性を的確に把握する必要があります。このため、木造住宅の無料耐震診断事業が始められた平成14年度から、愛知県と協力して、「市広報でのPR」「啓発資料の全戸配布」「ダイレクトメールの送付」「防災訓練・講演会等イベントでのPR」「町内会・自主防災会での説明」など啓発活動を推進してきました。

今後も継続して耐震診断や耐震改修等による補助事業をホームページ※1、広報※2、ダイレクトメールやあんしん・安全ねっとメールサービス等も活用し、普及や啓発活動を進め、必要に応じて「耐震診断ローラー作戦」等により、全ての木造住宅の耐震診断が実現するよう取り組んでいきます。



(江南市ホームページ及び広報紙)

※1 江南市 HP ページ ID 1004346

※2 江南市 HP ページ ID 1010054

5-2 耐震化及び減災化促進のための支援制度

住宅の耐震診断及び耐震改修等の実施に対する補助や助成、税の優遇措置など以下に示す支援施策の活性化を進め、耐震化及び減災化の促進を図っていきます。

1. 耐震診断・耐震改修等に係る補助・助成制度

本市では、木造住宅の耐震診断及び耐震改修費や段階的耐震改修費、耐震シェルター設置費、住宅の解体費等に係る補助制度を設置し耐震化及び減災化を支援しています。今後もこれらの支援を継続するとともに、国の補助制度である「住宅・建築物安全ストック形成事業」や、愛知県の補助制度である木造住宅の耐震診断・耐震改修補助事業を活用して、木造住宅の耐震化及び減災化を促進していきます。

2. 住宅に係る耐震改修促進税制

国の基本方針の目標に向けて、耐震性のある良質な住宅を確保するため、住宅に係る耐震改修促進税制として、既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除及び固定資産税の減額措置が講じられています。

これらによって住宅の耐震改修を行った場合、一定の税制による支援が受けられます。本市では愛知県と協力しながら、市民がこれらの税制の特例措置を円滑に活用できるよう取り組み、耐震化の促進を図ります。

5-3 低コスト耐震化工法の普及

住宅や建築物の耐震改修を促進するためにはその所要コストを下げ、低廉な費用負担で実施できるようにすることが肝要であり、低コストの耐震改修工法の開発及び普及が強く望まれます。

この中で、愛知県及び名古屋市、大学、建築関係団体等により、「愛知建築地震災害軽減システム研究協議会」※1が設立され、低コスト高耐震化工法の開発や耐震補強効果実証実験などに取り組み、木造戸建て住宅や共同住宅、学校建築等に活用できるよう研究や開発をして、これらの技術を広く普及するよう取り組んでいます。住宅の耐震補強技術コンペ等を行い、耐震補強効果が定量的に確認できるものについては、協議会として「民間木造住宅耐震改修費補助事業」の対象工法として取り扱われるよう推薦することとされました。

これらの成果を受けて愛知県では、今後補助対象工法として認定して普及や啓発を図り、住宅の所有者がより容易に取り組めるよう低コストの耐震化を推進しています。本市においても、これら低コストの耐震改修工法について普及や啓発を進め、耐震化の促進を図っていきます。

※1「愛知建築地震災害軽減システム研究協議会」<http://www.aichi-gensai.jp/>

5-4 地域における耐震化の取り組みの促進

耐震化の促進は、住宅及び建築物の所有者等が自主的、積極的に取り組む必要がありますが、建築物の倒壊や火災等による二次災害を防止するためには地域が連携して地震対策に取り組むことが大切です。そのため、町内会や自主防災組織、災害救援関係のNPOやボランティア組織の活動が重要です。このため、防災意識の高い地域については、積極的に地域の活動を支援し、地域住民の防災意識を向上させることにより、耐震化を図っていきます。

5-5 狭い道路に接する建築物の耐震化促進

建築基準法第42条第2項により、建築基準法上の道路とみなされる道路(以下、「2項道路」という。)等の狭い道路に接して建築されている建築物は、防災上も危険であるため、耐震化を進めていくとともに、建替え等も促進する必要があります。このため、この2項道路の指定状況等を把握し、重点的に沿道の建築物の耐震化を促進していきます。

5-6 住宅供給公社等による耐震改修促進支援

1. 住宅の改修時の仮住居の提供

住宅の耐震改修を実施する際には、工事期間中に居住する仮住居が必要になることがあります。しかし、個人で仮住居を探す場合、なかなか確保できないことがあります。そのため、仮住居が見つからないことが、耐震改修が進まない原因のひとつになっています。

そこで、「県計画」では、愛知県内で住宅の所有者が耐震改修を行う際、仮住居の確保が必要となる場合に、特定優良賃貸住宅を始めとした公的賃貸住宅などを仮住居として活用を図ることとされています。

本市では、必要に応じてこの制度を活用し耐震化を図ります。

2. 耐震診断・耐震改修の支援

愛知県住宅供給公社は、管理者(所有者)からの委託を受けて、住宅や共同住宅の耐震診断及び耐震改修を実施します。また、集団住宅の存する団地の居住者の利便に供する建築物及び過去に公社が建設した住宅や共同住宅と一体として建設した建築物についても、委託を受けて、耐震診断及び耐震改修を実施します。

5-7 江南市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムの策定

本計画に定めた住宅の耐震改修の目標達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、耐震診断実施者に対する耐震化促進、改修事業者の技術力向上、住民への周知・普及等の充実を図ることが重要であることから、「江南市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」を策定する。

本プログラムでは、毎年度、住宅耐震化に係る取組を位置づけ、その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進していきます。

第6章 計画達成に向けて

本計画では、特定既存耐震不適格建築物のなかでも特に災害応急活動に必要な建築物の耐震化を優先的に促進し、併せて多数のものが利用する特定既存耐震不適格建築物である公共建築物についても特に耐震化を促進することが重要な建築物として目標を高く定めています。

このため、これら特に耐震化を促進することが重要としている公共建築物については、耐震化が各促進計画等に沿って進んでいるか進捗状況を定期的に確認しながら促進を図ります。

民間建築物については、愛知県及び本市が指導や助言のための特定既存耐震不適格建築物台帳等により把握し進捗状況を確認しながら耐震化の促進を図るものとします。

住宅については、各年度の耐震診断補助事業や耐震改修費補助事業の実績を基にするとともに、住宅・土地統計調査の集計も参考に進捗状況の確認を行います。

進捗状況の確認について、必要に応じて進捗状況の確認を行うとともに、他の関連計画や統計調査等との照査を行い、本計画の目標や指導の方針を検討し、適切に見直したうえで耐震化の促進を図ることとされています。

本計画においても「県計画」と整合を図るとともに、「第6次江南市総合計画」の進捗状況も勘案して本計画の目標についても見直しを行います。

木造の戸建て住宅については耐震診断及び耐震改修の補助等を実施しています。また、耐震改修に対する融資制度や税制措置助成等も設けられており、これらの補助・助成等を活用しながら、建築物等の耐震化の誘導を図っていきます。さらに、江南市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムに基づき、毎年度、住宅耐震化に係る取組を位置づけ、その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進していきます。

本市は、「第6次江南市総合計画」に基づき、安心・安全なまちづくりに取り組んでいきますが、実現に向けては市民及び民間活力の協力が必要不可欠となります。このため、市民は、普段から防災に関する知識習得に努め、地域社会の安心・安全な環境づくりとして、積極的に地域と情報を共有しながらまちづくりと一体となった耐震化を進めることが求められます。さらに、住宅及び建築物の耐震化施策に加え、住宅の施策として住宅が損傷したとしても、人命は守る取組みとして減災化施策を位置づけて取り組んでいきます。また、耐震化及び減災化と並行して、地震発生時の避難先の確認や非常持ち出し品等の準備、自主防災会が実施する防災訓練への積極的な参加、地震時に避難の妨げとならないよう道路上に障害となる物を置かない等の身近な取組みも必要です。

今後は、計画の達成に向けて、行政と市民・企業が協力することでより一層の効果を期待しています。



(総合防災訓練 消火訓練)



(総合防災訓練 避難訓練)

参 考 資 料

参-1 市有建築物

表一市有建築物の耐震化状況(多数の者が利用する建築物)

| 分類 | 施設名 | 棟名 | 補強不要 | 補強済 | 要耐震化 | 備考 |
|--------------------|---------------------------|-----|------|-----|------|----|
| 指揮、情報 伝達の建築物 | 消防本部・消防署* | | ○ | | | |
| | 消防署東分署* | | ○ | | | |
| | 江南市庁舎 | 東庁舎 | ○ | | | |
| | 江南市庁舎 | 西庁舎 | | ○ | | |
| 避難所指定 の建築物 | 古知野東小学校* | 体育館 | ○ | | | |
| | 古知野西小学校* | 体育館 | ○ | | | |
| | 古知野北小学校* | 体育館 | ○ | | | |
| | 布袋小学校* | 体育館 | ○ | | | |
| | 布袋中学校* | 体育館 | ○ | | | |
| | 西部中学校* | 体育館 | ○ | | | |
| | 宮田小学校 | 体育館 | ○ | | | |
| | 門弟山小学校 | 体育館 | ○ | | | |
| | 武道館* | | ○ | | | |
| | 布袋ふれあい会館* | | ○ | | | |
| | すいとびあ江南* | | ○ | | | |
| | 布袋北小学校 | 体育館 | | ○ | | |
| | 藤里小学校 | 体育館 | | ○ | | |
| | 古知野南小学校 | 体育館 | | ○ | | |
| | 草井小学校 | 体育館 | | ○ | | |
| | 古知野中学校* | 体育館 | ○ | | | |
| | 宮田中学校 | 体育館 | | ○ | | |
| | 北部中学校* | 体育館 | ○ | | | |
| 要 援 護 者 の 建 築 物 | 老人福祉センター ・中央コミュニティセンター | | ○ | | | |
| 避難所指定の ない教育建築物 | 宮田東保育園 | | ○ | | | |
| | 布袋北保育園 | | ○ | | | |
| | 古知野中保育園 | | ○ | | | |
| | 門弟山小学校 | 北校舎 | ○ | | | |
| | 門弟山小学校 | 南校舎 | ○ | | | |
| | 北部中学校* | 北校舎 | ○ | | | |
| | 西部中学校* | 校舎 | ○ | | | |
| | 古知野東小学校 | 校舎 | | ○ | | |
| | 古知野西小学校 | 北校舎 | | ○ | | |
| | 古知野西小学校 | 南校舎 | | ○ | | |
| | 古知野北小学校 | 北校舎 | | ○ | | |
| | 古知野北小学校 | 南校舎 | | ○ | | |
| | 布袋小学校 | 北校舎 | | ○ | | |
| | 布袋小学校 | 南校舎 | | ○ | | |
| | 宮田小学校 | 北校舎 | | ○ | | |
| | 宮田小学校 | 南校舎 | | ○ | | |
| | 草井小学校 | 北校舎 | | ○ | | |
| | 草井小学校 | 南校舎 | | ○ | | |

※昭和57年以降建築物

江 南 市

表一市有建築物の耐震化状況(多数の者が利用する建築物)

| 分類 | 施設名 | 棟名 | 補強不要 | 補強済 | 要耐震化 | 備考 |
|-----------|--------------|-----|------|-----|------|----|
| | 北部中学校 | 中校舎 | | ○ | | |
| | 北部中学校 | 南校舎 | | ○ | | |
| | 古知野南小学校 | 北校舎 | | ○ | | |
| | 古知野南小学校 | 南校舎 | | ○ | | |
| | 布袋北小学校 | 北校舎 | | ○ | | |
| | 布袋北小学校 | 南校舎 | | ○ | | |
| | 藤里小学校 | 北校舎 | | ○ | | |
| | 藤里小学校 | 南校舎 | | ○ | | |
| | 古知野中学校 | 北校舎 | | ○ | | |
| | 古知野中学校 | 南校舎 | | ○ | | |
| | 布袋中学校 | 北校舎 | | ○ | | |
| | 布袋中学校 | 南校舎 | | ○ | | |
| | 宮田中学校 | 北校舎 | | ○ | | |
| | 宮田中学校 | 南校舎 | | ○ | | |
| | 中央保育園 | | ○ | | | |
| | あずま保育園 | | ○ | | | |
| | 草井保育園 | | ○ | | | |
| | 宮田保育園 | | ○ | | | |
| | 古知野東保育園 | | ○ | | | |
| | 布袋西保育園 | | ○ | | | |
| | 古知野南保育園 | | ○ | | | |
| 公 共 建 築 物 | 市民文化会館* | | ○ | | | |
| | 図書館 | | ○ | | | |
| | 江南市スポーツセンター* | | ○ | | | |

表一市有建築物の耐震化状況(共同住宅)

| | 施設名 | 棟名 | 補強不要 | 補強済 | 要耐震化 | 備考 |
|---------|---------|-----|------|-----|------|----|
| 共 同 住 宅 | 市営力長住宅* | A 棟 | ○ | | | |
| | 市営力長住宅* | B 棟 | ○ | | | |
| | 市営山王住宅* | A 棟 | ○ | | | |
| | 市営山王住宅* | B 棟 | ○ | | | |
| | 市営山王住宅* | C 棟 | ○ | | | |
| | 市営山王住宅* | D 棟 | ○ | | | |
| | 市営東野住宅* | A 棟 | ○ | | | |
| | 市営東野住宅* | B 棟 | ○ | | | |

※昭和 57 年以降建築物

表一市有建築物の耐震化状況(その他の建築物)

| | 施設名 | 棟名 | 補強不要 | 補強済 | 要耐震化 | 備考 |
|--------------------|----------------|----|------|-----|-------------|----|
| その他の建築物 | 古知野東公民館※ | | ○ | | | |
| | 古知野西公民館※ | | ○ | | | |
| | デイ・サービス施設・あゆみ※ | | ○ | | | |
| | 小規模授産施設※ | | ○ | | | |
| | 養護老人ホーム・むつみ※ | | ○ | | | |
| | 小鹿保育園 | | ○ | | | |
| | 門弟山保育園 | | ○ | | | |
| | わかくさ園 | | ○ | | | |
| | 布袋東保育園 | | ○ | | | |
| | 布袋保育園 | | ○ | | | |
| | 古知野北保育園※ | | ○ | | | |
| | 古知野西保育園※ | | ○ | | | |
| | 宮田南保育園※ | | ○ | | | |
| | 古知野児童館※ | | ○ | | | |
| | 藤ヶ丘児童館※ | | ○ | | | |
| | 古知野西学童保育所※ | | ○ | | | |
| | 古知野北部学習等供用施設※ | | ○ | | | |
| | 布袋南部学習等供用施設※ | | ○ | | | |
| | 宮田地区学習等供用施設※ | | ○ | | | |
| | 環境事業センター※ | | ○ | | | |
| | 保健センター | | ○ | | | |
| | シルバー人材センター※ | | ○ | | | |
| | 藤里保育園 | | ○ | | | |
| | 交通児童遊園 | | | | ○ | |
| | 宮田支所※ | | ○ | | | |
| | 宮田学童保育所※ | | ○ | | | |
| | 北部学校給食センター | | | | ○ | |
| | 南部学校給食センター | | ○ | | | |
| | 後飛保配水場 | | | | ○ | |
| | 下般若配水場 | | ○ | | | |
| | 地域情報センター | | | | ○ | |
| | 休日急病診療所 | | ○ | | | |
| | 草井地区学習等供用施設 | | ○ | | | |
| | 布袋北部学習等供用施設 | | ○ | | | |
| 門弟山小学校学童室※ | | ○ | | | | |
| 古知野東小学校学童室※ | | ○ | | | | |
| 古知野南学童保育所※ | | ○ | | | | |
| 布袋学童保育所※ | | ○ | | | | |
| 布袋北小学校学童室※ | | ○ | | | | |
| 古知野北公民館・古知野北学童保育所※ | | ○ | | | R4 年度供用開始予定 | |

※昭和 57 年以降建築物

参-2 主な補助事業等

【江南市の無料耐震診断及び耐震改修費等の助成】

| | 対 象 | 概 要 |
|----------------|----------|--|
| 木造住宅無料耐震診断 | 対象となる住宅 | 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された木造住宅 (ツーバイフォー、木質パネル構法を除く) |
| 木造住宅耐震改修費補助 | 対象となる建築物 | ○江南市が実施する無料耐震診断または平成 18 年度以降に(一財)愛知県建築住宅センターが実施する住宅耐震(現地)診断を受けた木造住宅で、総合判定が 1.0 未満と診断された住宅。 ○平成 17 年度以前に(財)愛知県建築住宅センターが実施する住宅耐震(現地)診断を受けた木造住宅で、得点が 80 点未満と診断された住宅。 |
| | 補助限度額 | ・耐震改修工事費に対し、上限 100 万円 |
| 木造住宅段階的耐震改修費補助 | 対象となる建築物 | ア一段目耐震改修工事 江南市が実施する無料耐震診断、又は(一財)愛知県建築住宅センターにおいて判定値が 0.4 以下と診断された旧基準木造住宅において、判定値を 1.0 以上とする補強計画に基づき、その一部を工事することにより、判定値を 0.7 以上 1.0 未満とする耐震改修工事。 イ二段目耐震改修工事 アの耐震改修工事により補助金の交付を受けた旧基準住宅について、判定値を 1.0 以上とする耐震改修工事。 |
| | 補助限度額 | ・一段目耐震改修工事費に対し、上限 60 万円 ・二段目耐震改修工事費に対し、上限 40 万円 |
| 耐震シェルター整備費補助 | 対象となる建築物 | (1)旧基準木造住宅で、且つ障害者又は、高齢者世帯であること。 (2)江南市が実施する無料耐震診断、又は(一財)愛知県建築住宅センターが実施する耐震診断において、旧判定値又は判定値が 0.4 以下と診断されていること。 (3)補助の対象となる耐震シェルターの台数は、補助対象住宅1戸当たり1台とする。 (4)過去に江南市民間木造住宅耐震改修費補助金交付要綱又は江南市民間木造住宅段階的耐震改修費補助金交付要綱による補助金の交付を受けたことのある住宅でないこと。 |
| | 補助限度額 | ・整備費に対し、上限 30 万円 |
| 木造住宅解体工事費補助 | 対象となる建築物 | (1)江南市が実施する無料耐震診断又は平成 18 年度以降に(一財)愛知県建築住宅センターが実施する住宅耐震(現地)診断を受けた木造住宅で、総合判定が 1.0 未満(平成 17 年度以前に診断を受けた場合は 80 点未満)と診断された住宅。 (2)過去に江南市民間木造住宅耐震改修費補助金交付要綱又は、江南市民間木造住宅段階的耐震改修費補助金交付要綱、江南市民間木造住宅耐震シェルター整備費補助金交付要綱による補助金の交付を受けたことのない延べ床面積が 30 m ² 以上の住宅。 |
| | 補助限度額 | ・補助対象経費の 23%の額かつ 20 万円 |
| ブロック塀等撤去費補助 | 対象となる建築物 | (1)市内にある、道路又は公共施設等(公園、保育園、会館等不特定多数の者が利用する土地)に沿って築造された高さ 1m 以上のもので倒壊の危険性のあるもの。 (2)建築基準法第 42 条第 2 項道路に接するブロック塀等で、道路中心線から水平距離 2m 以内にある法適用後に築造された塀でないこと。 (3)敷地内において、過去にこの要綱に定める補助金の他、国その他地方公共団体の補助金等の交付を受けていないものであること。 (4)撤去しようとするブロック塀等が、道路改良等の公共事業の補助対象でないもの。 |
| | 補助限度額 | 補助対象経費又は撤去したブロック塀等の延長に 1m あたり 1 万円を乗じて得た額のいずれか少ない額の 2 分の 1 の額かつ一敷地につき上限 20 万円 |

| | | |
|--------------|----------|--|
| 危険空き家解体工事費補助 | 対象となる建築物 | (1)市内に存する1年以上使用されていない空き家で、2分の1以上が居住の用に供されていたもの。ただし、空き家が長屋又は共同住宅の場合は、全戸において1年以上使用されていないものであること。 (2)木造であること。 (3)個人が所有する空き家であること。 (4)所有権以外の権利が設定されていない空き家であること。ただし、所有権以外の権利が設定されている場合であっても、当該権利の所有者が当該空き家の解体について同意している場合は、この限りでない。 |
| | 補助限度額 | ・補助対象経費の5分の4の額かつ20万円 |

出典：江南市 HP ページID 1004331

【愛知県：防災上重要な建築物の耐震診断・耐震改修費補助事業】（令和3年3月現在）

●建築物耐震診断費補助事業

| 概要 | 補助等 | 要件 |
|---|---|-------------------|
| 昭和56年5月31日以前に着工された防災上重要な建築物及び特定既存耐震不適格建築物について実施される耐震診断者による診断費の一部を補助する事業 | 対象：愛知県地域防災計画に掲載された民間の避難所、救急病院、救急診療所「建築物の耐震改修の促進に関する法律」第14条各号の民間建築物 補助割合：国1/3 県1/6 市町村1/6 | 住宅・建築物安全ストック形成事業等 |

●防災上重要な建築物の耐震診断費補助事業

| 概要 | 補助等 | 要件 |
|--------------------------------------|--|---------------------------------|
| 防災上重要な建築物について実施される耐震診断者による診断費を補助する事業 | 対象：「建築物の耐震改修の促進に関する法律」第7条第1項第1号の民間建築物 補助割合：国1/2 県1/4 市町村1/4 | 住宅・建築物安全ストック形成事業等 耐震対策緊急促進事業 |

●通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断費補助事業

| 概要 | 補助等 | 要件 |
|---|---|---------------------------------|
| 昭和56年5月31日以前に着工された通行障害既存耐震不適格建築物について実施される耐震診断者による診断費を補助する事業 | 対象：「建築物の耐震改修の促進に関する法律」第7条第1項第2号の民間の通行障害既存耐震不適格建築物 補助割合：国1/2 県1/2 | 住宅・建築物安全ストック形成事業等 耐震対策緊急促進事業 |

●要緊急安全確認大規模建築物の耐震改修費補助事業

| 概要 | 補助等 | 要件 |
|---------------------------------------|---|---------------------------------|
| 要緊急安全確認大規模建築物について実施される耐震改修費の一部を補助する事業 | 対象：「建築物の耐震改修の促進に関する法律」附則第3条第1項各号の民間建築物 補助割合：国33.3% 県5.75% 市町村5.75% | 住宅・建築物安全ストック形成事業等 耐震対策緊急促進事業 |

●要安全確認計画記載建築物の耐震改修費補助事業

| 概要 | 補助等 | 要件 |
|------------------------|--|---------------------------------|
| 要安全確認計画記載建築物の耐震改修費補助事業 | 対象：「建築物の耐震改修の促進に関する法律」第7条各号の民間建築物 補助割合：国2/5 県1/6 市町村1/6 | 住宅・建築物安全ストック形成事業等 耐震対策緊急促進事業 |

江南市耐震改修促進計画

発行日：平成20年3月

改訂：平成27年3月

一部改訂：平成30年3月

一部改訂：平成30年8月

一部改訂：令和3年3月

改訂：令和4年3月

発行：愛知県江南市

編集：都市整備部 建築課

〒483-8701 江南市赤童子町大堀90 電話：0587-54-1111(代)